

平成 24 年度 第 3 回杉並区障害者福祉推進協議会

1 開会

2 障害者施策課長挨拶

3 報告

- (1) 障害者総合支援法関連について
- (2) 杉並区の相談支援体制について
 - ①相談支援体制全体の連携調整の部署について
 - ②障害者地域相談支援センターについて
- (3) 杉並区の児童発達支援事業について
- (4) 障害者計画・第 3 期障害福祉計画について
- (5) 災害時要援護者対策の進捗状況について
- (6) 地域自立支援協議会について
- (7) 障害者虐待防止法施行の取り組み状況について
- (8) 25 年度障害者福祉関連施策予算について

(質疑応答)

4 議題

第 3 期障害者福祉推進協議会のまとめと次期協議会の課題

5 その他

第 4 期委員の推薦依頼について

6 閉会

【配布資料】

- 資料 1-1 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要
- 1-2 障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲について
- 資料 2 杉並区の相談支援体制について
- 資料 3 平成 25 年度に向けた児童発達支援事業について
- 資料 4-1 障害者計画・第 3 期障害福祉計画（案）
- 4-2 修正一覧
- 資料 5 災害時要援護者対策について
- 資料 6 平成 24 年度地域自立支援協議会の取り組みについて
- 資料 7 障害者虐待防止に関する区の取り組み状況について
- 資料 8 25 年度障害者福祉関連施策予算について
- 資料 9 第 23・24 年度 障害者福祉推進協議会の開催状況
- 参考資料 ヘルプカード（40 部）

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

第3回杉並区障害者福祉推進協議会 平成25年3月29日

資料1-1

(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲について

現在の状況

- 平成25年4月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に定める障害児・者の対象（※1）に、難病等（※2）が加わり、障害福祉サービス、相談支援等（※3）の対象となる。
- 他方、厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会においては、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等の検討が引き続き進められており、この範囲等も参考にして検討することとされていた障害者総合支援法における難病等の範囲については、直ちに結論を得ることが困難。

※1 児童福祉法に定める障害児についても同様。

※2 障害者総合支援法上は、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されている。

※3 障害児・者については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。障害児については、障害児通所支援及び障害児入所支援。

当面の措置

- 障害者総合支援法の施行に際し、**難病患者等が障害程度区分の認定や支給認定等の手続を経て、平成25年4月から円滑に必要なサービスを受けられるようにするため**、自治体での準備期間を考慮して同年1月18日に**対象疾患を定める政令を公布**。
- 今回定める**障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾患と同じ範囲**（※4）として平成25年4月から**制度を施行**した上で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを行うものとする。
- なお、障害者総合支援法の対象となる難病等による障害の程度（厚生労働大臣が定める程度）についても、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象患者の状態に鑑み、「（政令で定める）特殊の疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度」とする（※5）。

※4 同事業では、難病患者等のADLの向上のためホームヘルプ事業等を行っており、難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象疾患（130疾患）及び関節リウマチがその対象範囲となっている。

※5 難病等に該当するかどうかの判断は、個々の市町村において、医師の診断書等で確認することとなる。また、障害程度区分の認定については、全国の市町村で難病等の特性に配慮した円滑な認定が行われる必要があり、1月23日付けで各都道府県に「難病等の基本的な情報」や「難病等の特徴（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）」、「認定調査の時の注意点」などを整理した関係者向けのマニュアルを送付。

障害者総合支援法の対象疾患一覧

1	lgA腎症	34	原発性側索硬化症	67	成人スチル病	99	膿疱性乾癬
2	亜急性硬化性全脳炎	35	原発性胆汁性肝硬変	68	脊髄空洞症	100	嚢胞性線維症
3	アジソン病	36	原発性免疫不全症候群	69	脊髄小脳変性症	101	パーキンソン病
4	アミロイド症	37	硬化性萎縮性苔癬	70	脊髄性筋萎縮症	102	バーシャー病
5	アレルギー性肉芽腫性血管炎	38	好酸球性筋膜炎	71	全身性エリテマトーデス	103	肺動脈性肺高血圧症
6	ウェゲナー肉芽腫症	39	後縦靭帯骨化症	72	先端巨大症	104	肺胞低換気症候群
7	HTLV-1 関連脊髄症	40	拘束型心筋症	73	先天性QT延長症候群	105	バッド・キアリ症候群
8	ADH不適合分泌症候群	41	広範脊柱管狭窄症	74	先天性魚鱗癬様紅皮症	106	ハンチントン病
9	黄色靭帯骨化症	42	高プロラクチン血症	75	先天性副腎皮質酵素欠損症	107	汎発性特発性骨増殖症
10	潰瘍性大腸炎	43	抗リン脂質抗体症候群	76	側頭動脈炎	108	肥大型心筋症
11	下垂体前葉機能低下症	44	骨髄異形成症候群	77	大動脈炎症候群	109	ビタミンD依存症二型
12	加齢性黄斑変性症	45	骨髄線維症	78	大脳皮質基底核変性症	110	皮膚筋炎
13	肝外門脈閉塞症	46	ゴナドトロピン分泌過剰症	79	多系統萎縮症	111	びまん性汎細気管支炎
14	関節リウマチ	47	混合性結合組織病	80	多巣性運動ニューロパチー	112	肥満低換気症候群
15	肝内結石症	48	再生不良性貧血	81	多発筋炎	113	表皮水疱症
16	偽性低アルドステロン症	49	サルコイドーシス	82	多発性硬化症	114	フィッシャー症候群
17	偽性副甲状腺機能低下症	50	シェーグレン症候群	83	多発性嚢胞腎	115	プリオン病
18	球脊髄性筋萎縮症	51	色素性乾皮症	84	遅発性内リンパ水腫	116	ベーチェット病
19	急速進行性糸球体腎炎	52	自己免疫性肝炎	85	中枢性尿崩症	117	ペルオキシソーム病
20	強皮症	53	自己免疫性溶血性貧血	86	中毒性表皮壊死症	118	発作性夜間ヘモグロビン尿症
21	ギラン・バレ症候群	54	視神経症	87	TSH産生下垂体腺腫	119	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
22	筋萎縮性側索硬化症	55	若年性肺気腫	88	TSH受容体異常症	120	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
23	クッシング病	56	重症急性膵炎	89	天疱瘡	121	慢性膵炎
24	グルココルチコイド抵抗症	57	重症筋無力症	90	特発性拡張型心筋症	122	ミトコンドリア病
25	クロウ・深瀬症候群	58	神経性過食症	91	特発性間質性肺炎	123	メニエール病
26	クローン病	59	神経性食欲不振症	92	特発性血小板減少性紫斑病	124	網膜色素変性症
27	劇症肝炎	60	神経線維腫症	93	特発性血栓症	125	もやもや病
28	結節性硬化症	61	進行性核上性麻痺	94	特発性大腿骨頭壊死	126	有棘赤血球舞蹈病
29	結節性動脈周囲炎	62	進行性骨化性線維形成異常症	95	特発性門脈圧亢進症	127	ランゲルハンス細胞組織球症
30	血栓性血小板減少性紫斑病	63	進行性多巣性白質脳症	96	特発性両側性感音難聴	128	リソソーム病
31	原発性アルドステロン症	64	スティーヴンス・ジョンソン症候群	97	突発性難聴	129	リンパ管筋腫症
32	原発性硬化性胆管炎	65	スモン	98	難治性ネフローゼ症候群	130	レフェトフ症候群
33	原発性高脂血症	66	正常圧水頭症				

杉並区の相談支援体制について

障害者施策課
障害者生活支援課

1. 相談支援体制全体の連携調整部署について

区内の障害者相談支援関連機関のより有機的な連携体制の構築、相談支援の質の向上を目的として、障害者総合支援法第77条の2に規定する基幹相談支援センターの一部機能を有する地域ネットワーク推進係を平成25年4月から障害者施策課に設置し、併せて障害者虐待防止法上の虐待防止センターとしての役割も付加することとする。

○地域ネットワーク推進係の具体的業務内容

A. 相談支援事業者のバックアップ・支援

- ① 地域相談支援センター、指定（一般、特定）相談支援事業所におけるケース対応へのバックアップ支援（相談支援事業者が開催するケア会議への参加、相談支援専門員との同行による支援等）
- ② 特定相談支援事業所に対するサービス等利用計画案の作成・モニタリングの実施への支援（支給基準（ガイドライン）を上回るサービス等利用計画案の調整支援含む）
- ③ 相談支援事業全体の力量確保・専門性向上のための研修等の企画・運営

B. 区内ネットワーク構築

- ① 地域自立支援協議会の運営
- ② 行政機関（福祉事務所、保健センター、その他）相互の協力体制・全体調整

C. 権利擁護・虐待防止（虐待防止センター機能）

- ① 障害者への虐待の通報窓口業務・届出の受理業務
- ② 虐待事例への緊急対応・緊急介入業務（訪問・ケース会議出席等）
- ③ 虐待等やむを得ない事由による措置関連業務（事務手続き）
- ④ 虐待防止のための広報・普及・啓発業務

D. オブリガードにおいて行っていた申請窓口業務（当面、平成25年度のみ）

- ① 精神障害の新規サービス利用希望ケースの聴き取り、申請受付
- ② 精神障害のサービス更新に伴う指定特定相談支援事業所への個別引継

○地域ネットワーク推進係の人員体制

・係長1（福祉） 係員5（保健師、福祉（2）、事務、嘱託員） 計6名

○その他

- ・福祉事務所の障害者担当部署は平成24年度と同様。
- ・今後、区職員が直接担うべき相談関連業務のあり方については平成25年度中にさらに検討を行う（予定）。

2. 障害者地域相談支援センターについて

平成25年4月から障害者地域相談支援センターを区内に3か所設置し、その運営を民間法人に委託する。

地域相談支援センターは福祉事務所に対応する地域を担当地域とし、手帳の有無や障害種別を問わず、また一般的な相談から専門性の高い相談まで対応するとともに、その基盤となる地域のネットワークを構築する。

なお、障害者地域相談センターの呼称は、「すまいる」とする。

○地域相談支援センターの概要

すまいる荻窪

杉並区荻窪5-20-1 杉並区立保健医療センター（杉並保健所）2階

運営予定法人：医療法人社団 円祐会

休館日：祝日・年末年始

開館時間：平日9時～19時 土日9時～17時

平成25年4月1日（月）より事業開始

※「すまいる荻窪」は、基本的な業務に加え、精神障害者の地域移行や地域生活を支援する役割を担います。

すまいる高円寺

杉並区高円寺南2-24-18 杉並福祉事務所 高円寺事務所4階

運営予定法人：社会福祉法人 東京都知的障害者育成会

休館日：月曜日・祝日・年末年始

開館時間：平日9時～19時 土日9時～17時

平成25年4月12日（金）より事業開始

すまいる高井戸

杉並区高井戸東4-10-5 杉並障害者福祉会館3階

運営予定法人：社会福祉法人 いたるセンター

休館日：火曜日・祝日・年末年始

開館時間：平日9時～19時 土日9時～17時

平成25年4月12日（金）より事業開始

○業務内容

- A. 相談事業…一般的な相談 ピア相談 地域に孤立しているような方に訪問しての相談
専門職種による相談 など
- B. 地域ネットワーク…自立支援協議会への参加 地域ネットワークや地域人材の育成 など
- C. 自立を支援する事業…社会生活力の向上など自立を支援する事業 当事者活動を支援する事業 ピア相談員に関すること など
- D. 精神障害者の地域生活を支援する事業…長期に入院している方の地域移行のためにピアサポーターなどの協力のもとに行う準備支援 安心して地域に住み続けられるための支援 など（荻窪のみ）

平成25年度に向けた児童発達支援事業について

近年の急激な療育希望者の増加に対応するため、民間児童発達支援事業所（以下「事業所」という。）を活用し、役割分担を行いながら療育の場の確保を図ります。

1 平成24年度の状況

○こども発達センターでは知的障害児、肢体不自由児、発達障害児の療育を実施しており、近年の療育希望者の増加に対応するため、今年度、通園部門（たんぽぽ園）の定員を拡大いたしました。拡大後も特に発達障害児を中心とした療育希望数は当初の予想を超える状況となり、11月以降は新たな受け入れが難しい状況になりました。

○たんぽぽ園に通園する3～5歳児は幼稚園等では受入困難な障害があり、通園枠の確実な確保が必要ですが、1、2歳児の発達障害児の急増に伴い、その需要に対応すると、3～5歳児の通園枠の確保に大きな支障が生じるおそれがありました。

○平成24年7月に、株式会社による区内初の民間児童発達支援事業所が設置され、近隣区での事業所開設が相次ぎました。

2 今後の療育の基本的な考え方

○幼稚園等では受入困難な中重度の知的障害児及び肢体不自由児支援の療育は、引き続き区が実施し、通常学級に就学が見込まれる軽度の知的障害児及び発達障害児の療育については、参入が拡大しつつある事業所の活用により、療育を実施します。

○こども発達センターは、児童福祉法上の児童発達支援センターとして地域支援機能をさらに強化し、障害児及び障害児の保護者等への相談、障害児の預かり施設への援助・助言等を行います。

○区は、療育希望者への適切な療育先の確保に係る相談・調整及び児童通所給付費の適正化の観点から事業者に対し指導を行い、療育の質の確保を図ります。

3 民間事業所の区内設置の促進

事業所の区内整備を推進するため、事業所整備費の助成制度を創設し、平成25年3月に1所（開設済み）、平成25年度中に2所の事業所の開設を目指します。

第3回障害者福祉推進協議会

平成25年3月29日資料4-1

(保健福祉計画より抜粋・編集)

杉並区障害者計画・第3期障害福祉計画(案)

(平成24年度～平成26年度)



もくじ

第1章 計画の基本的な考え方	
計画策定の背景及び趣旨	1
第2章 3つの視点と8の推進プラン	3
第3章 8の推進プランと主要事業	7
推進プラン1 相談支援体制の充実	8
推進プラン2 住まいの場の確保	11
推進プラン3 安心安全な地域生活の確保	13
推進プラン4 日常生活への支援	16
推進プラン5 日中活動の場の充実	18
推進プラン6 雇用の場の確保・就労支援の促進	20
推進プラン7 社会参加の促進	23
推進プラン8 障害のある子どもへの発達支援の充実	26
【別表】サービスの計画数値（見込み量）	31
○ 障害福祉サービス・相談支援	31
○ 地域生活支援事業	32
第4章 計画の推進に向けて	33
1 計画達成状況の点検・評価と推進体制	33
2 国や東京都との連携	33
<参考資料>	
1 第2期障害福祉計画に係る見込み量と目標数値の状況について （平成21年度から平成23年度）	34
2 平成22年度障害者基礎調査（概要）について	42

第1章 計画の基本的な考え方

計画策定の背景および趣旨

○平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障害者に最も身近な区市町村が福祉サービスの一元的な実施主体として位置づけられました。杉並区においては、障害者自立支援法に基づき、計画的にサービス提供を推進していくために、数値目標を設定し、サービス提供確保の方策を定める「杉並区障害福祉計画（平成19年度～20年度）」を平成19年3月に策定しました。

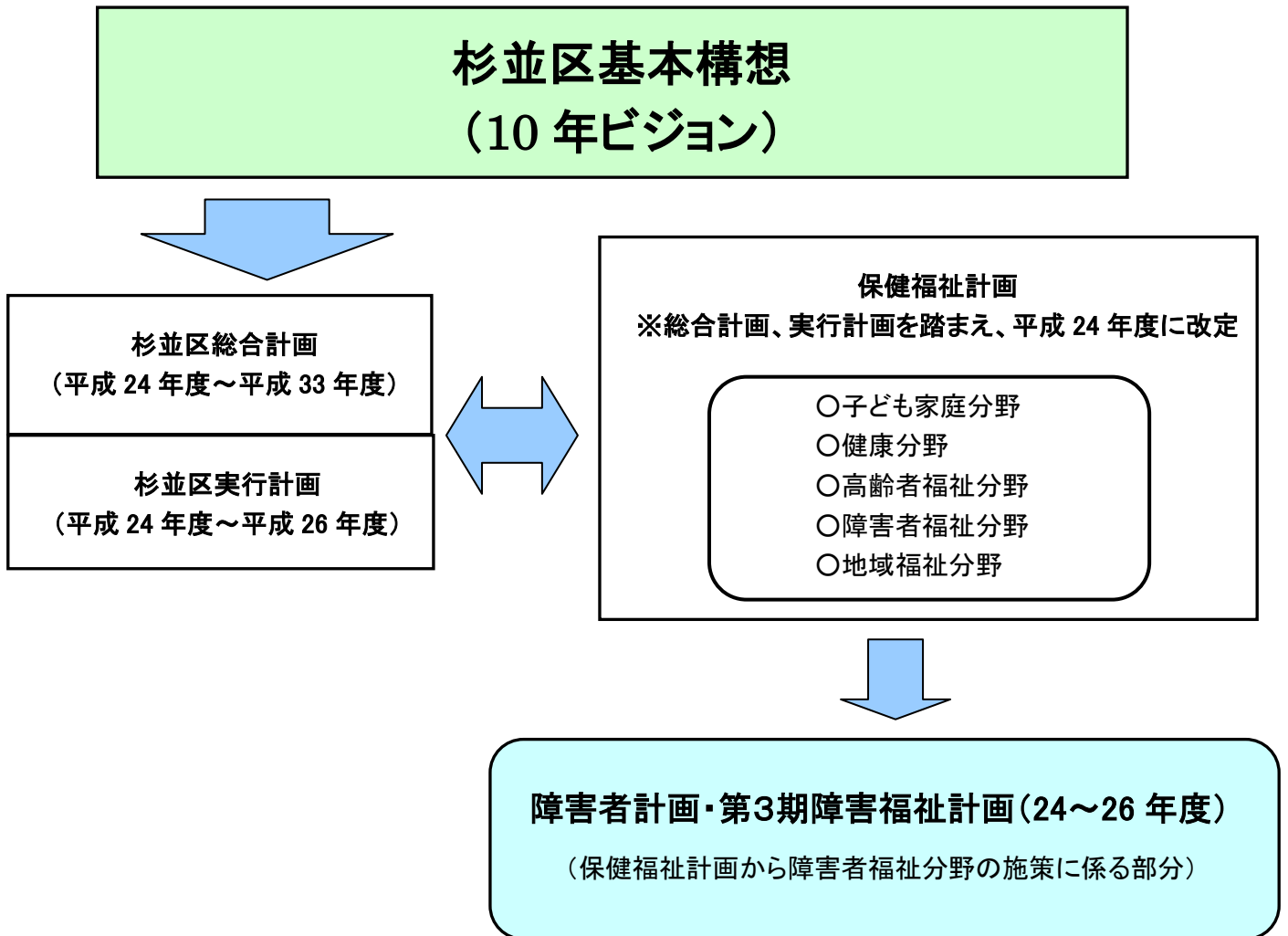
また、平成21年3月には、障害者施策を計画的、総合的に推進するため3年間の障害者施策のあり方を定めた「杉並区障害者計画・第2期障害福祉計画」（平成21年度～23年度）を策定しています。

○国においては、障害者に係る制度の集中的な改革及び障害者施策の抜本的な見直しの動きがあり、平成21年12月より内閣府に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、検討を進めてきました。その後、平成22年12月には「障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（整備法）の施行により、「障害者自立支援法」が改正されました。

平成25年4月には「障害者自立支援法」から新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されます。地域社会における共生の実現に向けて、障害者の地域生活支援の推進等、障害者施策の一層の充実が求められています。

○杉並区障害者計画・第3期障害福祉計画については、杉並区基本構想（10年ビジョン）に基づき、杉並区総合計画（平成24年度～33年度）・実行計画（平成24年度～26年度）を反映した保健福祉計画（平成25年度～29年度）の障害者施策に係る部分により抜粋・編集しております。杉並区基本構想においては、10年後の将来像を実現するための目標の1つとして「健康長寿と支えあいのまち」を目指し、「いきいきと生活できる環境や仕組みが整ってきている」ことを将来の姿として示しております。杉並区障害者計画・第3期障害福祉計画の施策の方針においても、いきいきと生活できる環境や仕組みが整ってきていることを具現化するために、「障害のある人が自分らしさを持ち続けながら暮らしていけるまちをめざして」を基本的理念とし、障害者が地域生活を安心して送ることができるよう、平成24年度から平成26年度までの障害福祉サービス等の提供のために必要な見込量算定と、その確保のための方策等を定めております。

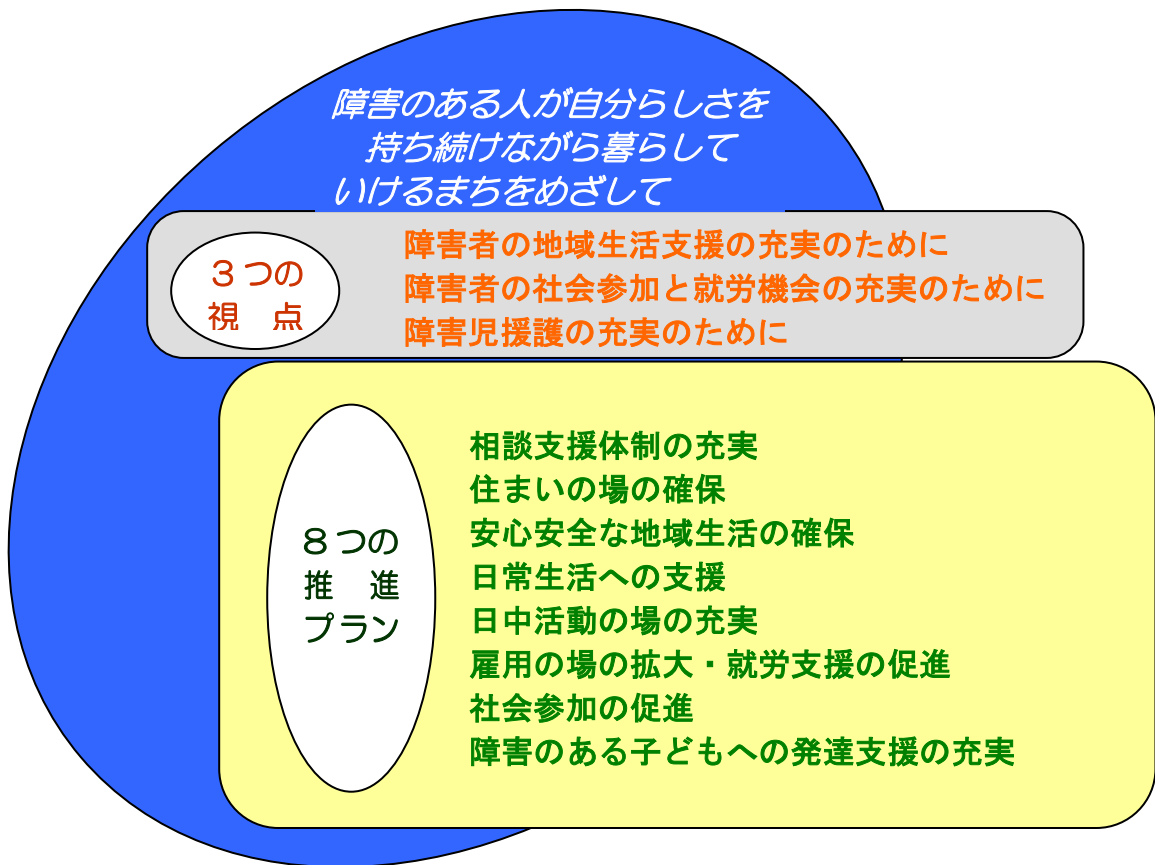
< 障害者計画・障害福祉計画と他の計画との関係 >



○保健福祉計画において掲載している障害者福祉分野に関する3つの施策とその施策に対応する8つの事業体系について、障害者計画・第3期障害福祉計画では、3つの視点と8つの推進プランとして記載し、保健福祉計画から抜粋しております。

さらに、障害者自立支援法に規定される「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」により、基本的理念や指定障害福祉サービス、指定計画相談支援及び地域生活支援事業の実施に関する計画数値（見込み量）を加え、編集しております。

第2章 3つの視点と8つの推進プラン



視点1. 障害者の地域生活支援の充実のために

現状と課題

○平成25年4月より、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）」が施行されます。また、平成24年10月より障害者虐待防止法も施行されました。こうした中で、障害者が地域での快適な生活を可能にするためには、①課題解決を援助するための相談支援、②地域での居住先の確保等を進める在宅支援、③入所施設や病院等から円滑に地域での生活を可能にする移行支援、④障害者の人権を擁護する虐待対策などが必要となっています。

施策推進の目標

- 地域で安心して生活ができるように、医療・介護・福祉の連携により、病院や施設から在宅につなげる仕組みが整っています。
- 障害の程度が重くても、自分らしく生きていけるように、きめ細かな日常生活の支援やグループホームなどの整備が進んでいます。
- 誰もが安心して暮らせるよう、障害者の権利が守られる取組が充実してきています。

視点 2. 障害者の社会参加と就労機会の充実のために

現状と課題

- 誰もが互いに尊重し合えるまちをつくるためには、障害者が個性を發揮しながら社会で活躍できる場や機会の確保が必要です。
- 重度の障害があっても、社会で活動する場を確保していくことは重要であり、そのための施設整備が必要です。
- 障害者の余暇活動や社会参加の機会が増えており、移動支援事業の利用時間が増加しています。

施策推進の目標

- 障害があっても、また加齢によって身体機能が低下しても日々の活動が充実し、いきいきとした生活が送れるように、環境が整備されてきています。
- 一人ひとりの能力や個性に合わせたきめ細かな就労支援により、就労している障害者が着実に増加してきています。また、安定した就労生活が継続できるように、様々な支援も充実してきています。
- 移動支援の利用やコミュニケーション支援の充実により、障害が重くても外出でき、様々な社会活動に参加できるようになってきています。

視点 3. 障害児援護の充実のために

現状と課題

- 保育園・幼稚園・児童館等において、対人関係や行動に問題を抱えた特別な配慮を要する児童が増加しており、早期の対応・支援が求められています。
- 医療的配慮が必要な子どもの増加や身体・知的障害の重度・重複化への対応が求められています。
- 発達障害については、幼児期の相談・指導體制の充実を図るとともに、支援が学齢期にも継続するよう一貫した支援体制の整備を図ることが重要です。
- 障害児が生活能力向上のための訓練を受けられる、放課後等の居場所づくりが求められています。

施策推進の目標

- 発達の遅れや心身に障害のある子どもの発達を、地域・行政・学校などが一体となって援助する体制が整ってきています。
- 在学中の障害児に生活能力向上のための訓練を継続的に行う、放課後等の居場所が充実しています。

8つの推進プラン

推進プラン1：相談支援体制の充実

障害者が、自己選択や自己決定に基づき、住み慣れた地域で生活を継続していくためには、在宅サービスをはじめとした様々な情報の取得や専門的な相談支援が重要です。身近な地域で相談や必要な情報取得ができるよう相談支援体制を充実していきます。

推進プラン2：住まいの場の確保

住み慣れた地域の中で継続して生活をするためには、グループホーム・ケアホーム等の確保が重要です。また、新たにアパート等での一人暮らしを行う場合にも、条件にあった賃貸物件が探しづらい状況があるなど、入居に向けての支援が必要とされています。

病院や遠隔地にある施設で生活し、地域移行を希望する方に対しても地域で継続して生活できる支援の充実と住まいの場の確保に努めます。また障害特性や年齢等に応じた住まいの整備を進めます。

推進プラン3：安心安全な地域生活の確保

障害者が、安全で安心な地域生活を送るため、緊急時や災害時などに備えて、障害者を支援する体制を整備し充実していきます。

また、障害者に対する虐待防止や権利擁護に関する仕組みをつくります。

推進プラン4：日常生活への支援

障害の特性や程度にかかわらず、必要に応じていつでも様々なサービスを受けられることが重要です。

また、サービス提供の質の向上を図る必要があります。サービス提供基盤を整備し、障害者の地域生活を支援します。

推進プラン5：日中活動の場の充実

障害者がいきいきと活動できる場の確保に努めるとともに、中途障害者のリハビリテーション等の充実を図ります。

推進プラン6：雇用の場の拡大・就労支援の促進

障害者の就労に対する希望に応えるため、就労支援関係機関等と連携を図ります。一人ひとりの能力や個性に合わせたきめ細かな就労支援を行うために、多様な実習や体験の場、就労への支援、就労の場を開拓します。

また、安定して就労が継続できるように定着支援を充実していきます。通所施設等に通う障害者の工賃向上への取組も引き続き行います。

推進プラン7：社会参加の促進

障害者の社会参加を支援することは、本人の自己実現に留まらず、障害のある人もない人も共に生きるまちの実現につながっていきます。移動やコミュニケーション手段の確保、障害者同士の活動の支援、さらに多様な講座の開催など、積極的に社会への参加が図れるような支援に取り組めます。

特に、様々な活動に参加するための移動支援は、障害が重くても積極的に外出が可能となるよう、支援の担い手を養成するとともに、サービスの質を高めていきます。

推進プラン8：障害のある子どもへの発達支援の充実

発達の遅れや心身に障害のある子どもの発達を地域・行政・学校が一体となって援助する体制を整備します。

また、在学中の障害児に生活能力向上のための訓練を継続して行う、放課後等の居場所の確保に努めます。

第3章 8つの推進プランと主要事業

〈 推進プランと主要事業の体系図 〉

推進プラン1：相談支援体制の充実

- | | |
|------------------|---------------|
| (1) 障害者の相談支援の充実 | (3) 計画相談支援の充実 |
| (2) 地域自立支援協議会の充実 | (4) 地域移行促進 |

推進プラン2：住まいの場の確保

- | | |
|---------------------------|-------------|
| (1) 障害者のグループホーム・ケアホーム等の確保 | (3) 区営住宅の活用 |
| (2) 住宅入居支援事業の実施 | |

推進プラン3：安心安全な地域生活の確保

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) 障害者虐待対策の推進 | (4) 24時間安心サポート事業の拡充 |
| (2) 障害者孤立防止ネットワークの構築 | (5) 位置検索システム |
| (3) 災害時要援護者支援対策の推進 | (6) 緊急通報・火災安全システム |

推進プラン4：日常生活への支援

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| (1) 訪問系サービスの充実 | (4) 日常生活用具の給付等の充実 |
| (2) 短期入所等の充実 | (5) 地域の介護力向上への支援 |
| (3) 重度障害者の在宅支援サービスの充実 | (6) 障害者の疾病予防 |

推進プラン5：日中活動の場の充実

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 障害者通所施設等の整備 | (3) 中途障害者のリハビリテーションの充実 |
| (2) 障害児の放課後支援の充実 | |

推進プラン6：雇用の場の拡大・就労支援の促進

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 障害者の就労支援の充実 | (3) 就労支援ネットワーク |
| (2) 多様な就労形態の活用と企業開拓 | (4) 工賃アップのための取組の支援 |

推進プラン7：社会参加の促進

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 障害者の移動支援の充実 | (5) 生活支援・社会参加を促進する事業の充実 |
| (2) コミュニケーション支援 | (6) 心のバリアフリーの推進 |
| (3) 多様な講座・交流の場の整備 | (7) 自立を支援する情報提供の充実 |
| (4) 障害者の区政への参加 | |

推進プラン8：障害のある子どもへの発達支援の充実

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| (1) 発達障害支援の充実 | (5) 保育園・幼稚園等の支援 |
| (2) 障害児の放課後支援の充実 | (6) 特別支援教育の充実(教育委員会との連携事業) |
| (3) 児童館・学童クラブ障害児等育成支援の充実 | |
| (4) 障害児の相談支援・療育の充実 | (7) 地域療育の仕組みとネットワークの確立 |

推進プラン1 相談支援体制の充実

障害者が、自己選択や自己決定に基づき、住み慣れた地域で生活を継続していくためには、在宅サービスをはじめとした様々な情報提供や専門的な相談支援が重要です。身近な地域で相談や必要な情報取得ができるよう相談支援体制を充実していきます。

○主要事業

事業名	事業内容・確保策	現況	26年度末目標
(1)障害者の相談支援の充実			
障害者が抱える課題の解決や障害福祉サービスを適切に利用できるよう、相談支援体制を充実します。			
①相談支援体制の充実			
<p>相談支援体制の再構築を行います。対象者として拡大された発達障害者等にも応じ、区民にとって利便性が高く、専門性を持った相談支援の体制を以下のように整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 基幹相談支援センター機能 区が相談支援体制全体をまとめ、専門職の配置により民間の相談支援事業所のバックアップや、サービスの質の確保、ネットワークの拠点となります。また、虐待防止センターの役割も担います。 ◇ 障害者の地域相談の拠点となるセンター 区内に3か所整備し、地域の障害者相談の拠点として障害種別にかかわらず、一般的な相談に対応します。また、地域移行支援や複合的な問題を持つ家庭の支援など、専門性の高い相談にも対応します。 ◇ 指定特定・一般・障害児相談支援事業 法律に基づいた相談支援事業所として、地域生活を送る上で必要なサービスを利用する際に、サービス等利用計画の作成やその後のモニタリングを行います。 		<p>自立支援センター3所</p> <p>相談支援事業所4所 (23年度)</p>	実施

②障害児の相談支援・療育の充実		
※推進プラン8「障害のある子どもへの発達支援の充実」の29ページに掲載しています。		
③ピア相談員等の充実		
<p>身体障害者・精神障害者及び知的障害者のピア相談の充実を図るため、ピア相談を行う人材の発掘、養成や活用に取り組みます。さらに相談だけでなく、当事者としての経験を生かして、障害者自身が他の障害者の援助を行う体制づくりを行います。</p>	<p>実施 (23年度)</p>	<p>充実</p>
(2)地域自立支援協議会の充実		
<p>障害者の自立生活の実現のためには、サービス事業所、教育、就労、医療機関、ボランティア団体、さらには権利擁護機関など、地域内の多様な社会資源の間に顔の見えるネットワークをつくり、障害者を地域で支えていくことが重要です。</p> <p>そのため、地域自立支援協議会が、そのネットワークの中核としての役割を担います。また、地域自立支援協議会に設置する専門部会で、相談支援や地域移行について障害者本人の視点に基づき検証し、施策の充実を図ります。</p>		
(3)計画相談支援の充実		
<p>安心して地域で生活していくためには、障害者に合ったサービスの利用調整や本人に寄り添った自立の支援が大切です。障害福祉サービスや様々な社会資源を活用して、一人ひとりのニーズに合ったサービス等利用計画を作成し、障害者が安心して地域生活が継続できる支援のしくみをつくります。</p> <p>一人ひとりに合ったサービス等利用計画の作成を進めるため、制度利用の周知を行うとともに、サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員への研修の開催等を通じ、事業者の支援の質の確保に努めます。</p>		
(4)地域移行促進		
<p>地域で安心して生活できるよう、地域において必要な支援の体制を整備し、本人の意向を尊重して、施設や入院先から地域生活への移行を積極的に促進します。</p>		

①入所施設から地域生活への移行促進		
入所施設などに1年以上入所していた方の地域移行のニーズに対応し、必要に応じて相談支援事業所等と連携し地域移行に向けた支援を行います。	7人 (23年度)	平成24年度から平成26年度までの累計 39人
②精神障害者の地域移行支援の促進		
地域で生活するピアサポーターと共に、精神科病院へ入院している方に対して、退院に向けての動機づけや地域生活に向けてのイメージづくりを行います。また、医療機関と連携・相談しながら、障害者自立支援法の個別給付事業や、保健センター保健師の地区活動など、適切なサービスにつなぎます。	5人 (23年度)	実施
③地域支援ネットワークの整備		
新たな障害者総合支援法に基づき、地域での生活支援を強化します。関係部署とともに、新たな関係機関とも連携・協力しながら、地域生活支援のネットワークを構築します。	実施 (23年度)	充実

【地域移行促進に向けての目標数値】

○福祉施設の入所者の地域生活への移行

	平成23年度 (実績)	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域移行者数	7人	12人	12人	15人
累 計	—	(13人)	(24人)	(39人)
施設入所者数	294人	288人	286人	284人
都外施設入所者数	139人	131人	129人	128人
構成比	50.6%	45.5%	45.1%	45.1%

推進プラン2 住まいの場の確保

住み慣れた地域の中で継続して生活をするためには、グループホーム・ケアホームの確保が重要です。また、新たにアパート等での一人暮らしを行う場合にも、条件にあった賃貸物件が探しづらい状況があるなど、入居に向けての支援が必要とされています。

病院や遠隔地にある施設で生活し、地域移行を希望する方に対しても地域で継続して生活できる支援の充実と住まいの場の確保に努めます。また障害特性や年齢等に応じた住まいの整備を進めます。

○主要事業

事業名	事業内容・確保策	現況	26年度末 目標
(1)障害者のグループホーム・ケアホーム等の確保			
<p>障害があっても地域の中で自立し安心して生活できるよう、障害特性に応じた住まいのあり方に関する指針に基づき、ライフステージや生活環境の変化、個々のニーズに応じた住まいが選択できるよう、ハード・ソフトの連携した総合的な支援体制の構築を図ります。</p> <p>また、グループホームやケアホーム等を社会福祉法人やNPO法人等と連携して整備します。</p>			
①知的障害者グループホーム			
	<p>知的障害者を対象として、少人数のグループで、夜間や休日に共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p> <p>または、相談や日常生活の援助を行います。</p>	<p>32所 (23年度)</p>	<p>40所 (累計)</p>
②精神障害者グループホーム			
	<p>精神障害者を対象として、少人数のグループで、夜間や休日に共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p> <p>または、相談や日常生活の援助を行います。地域での単身生活への移行を目的とした通過型グループホームと滞在型グループホームがあります。</p>	<p>6所 (23年度)</p>	<p>8所 (累計)</p>

③身体障害者グループホーム		
身体障害者を対象として、少人数のグループで、夜間や休日に共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。または、相談や日常生活の援助を行います。	1所 (23年度)	2所 (累計)
(2)住宅入居支援事業の実施		
「高齢者等アパートあっせん事業」や「高齢者等入居支援事業」を活用し、障害者のアパートなどへの入居支援を行います。	実施 (23年度)	充実
(3)区営住宅の活用		
障害者が、地域で継続して生活を送るため、区営住宅の一部を障害者用として確保します。	実施 (23年度)	充実

推進プラン3 安心安全な地域生活の確保

障害者が、安全で安心な地域生活を送るため、緊急時や災害時などに備えて、障害者を支援する体制を整備し充実していきます。
また、障害者に対する虐待防止や権利擁護に関する仕組みをつくります。

○主要事業

事業名	事業内容・確保策	現況	26年度末 目標
(1)障害者虐待対策の推進			
<p>障害者虐待の通報や届出に対応するも窓口を開設し、児童・高齢者分野と連携し、虐待通報等に対応する庁内の連携体制を整備します。</p> <p>緊急の対応が求められない場合でも、家族の状況に応じて、継続的に見守りが必要な場合は、虐待防止見守り事業を実施していきます。</p> <p>障害者を養護する家族などに対して、介護負担の軽減や介護の知識等に関する情報提供をすすめ、虐待の未然防止を図ります。</p> <p>さらに、障害者虐待の早期発見・未然防止についての講演会やパンフレットの作成など、権利擁護に関する理解を深めていきます。</p>			
(2)障害者孤立防止ネットワークの構築			
<p>見守りの必要性が高い世帯の実態を把握するとともに、障害者孤立防止のためのネットワークを検討・構築し、地域における見守りの仕組みを整備します。</p>			
(3)災害時要援護者支援対策の推進			
<p>災害時に援護を必要とする要介護高齢者や障害者等に、「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」への登録を促進し、避難支援プランの作成等を進めます。併せて、緊急時に必要な支援内容や医療などの情報が万が一のときに円滑に役立てるための「救急情報キット」を配布します。また、民間の高齢者・障害者施設と協定を締結し、災害時に受入施設となる福祉救援所を設置します。</p>			
①地域のたすけあいネットワーク（地域の手）			
	<p>震災救援所運営連絡会や地域の方々の協力により、災害が発生したときに自力で避難することが困難な方の安否確認や避難等の支援をするため、高齢者や障害者の登録を更に促します。</p>	<p>登録者数 8,327人 (23年度)</p>	<p>登録者数 11,000人</p>

②震災救援所運営連絡会		
震災救援所運営連絡会において、登録者台帳を活用して、災害時の登録者の安否確認などの支援方法を検討し、「避難支援プラン」を策定します。区は社会福祉協議会と連携して、この取組への協力及び支援を行います。	実施 (23年度)	充実
③福祉救援所		
専門性の高い支援を行うことができる民営入所施設と協定を締結し、災害時に、高齢や障害などにより特別な支援や介護を必要とする要援護者を臨時的、急応的に受入れる体制を整備します。今後も協定を締結する入所施設の増加を図ります。	10所 (23年度)	27所 (累計)
④家具転倒防止器具の取付助成		
高齢者や障害者が安心して日常生活を送るための地域の防火・減災対策として、高齢者の一人暮らし又は高齢者のみの世帯や障害者のいる世帯に対し、家具転倒防止器具の取付に対する助成を行います。	実施 (23年度)	充実
⑤建物防災総合支援制度		
特に火災危険度の高い地域に住む災害時要援護者で希望する方に、「建物防災支援アドバイザー」を派遣し、住まいの耐震診断や家具の転倒防止器具の取付の必要性があるかの判断や、火災警知機などの点検を無料で助言します。今後は、区内全域を対象として安全性を高められるよう拡充していきます。	— (23年度)	実施
⑥在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画		
在宅人工呼吸器利用者に対し、個別支援計画を作成し、訪問看護ステーションを始めとした医療・保健・福祉サービス提供者間でこれを共有し災害時に適切に対応ができるよう、細やかな支援体制を構築していきます。	— (23年度)	実施

(4)24 時間安心サポート事業の拡充

介護者の急病や急用など緊急的な支援が必要となった時に、休日や夜間などを含め 24 時間体制で、緊急ショートステイ又は緊急ヘルパー派遣のサービスを提供します。

(5)位置検索システム

在宅の知的障害者が、行方不明等になった時に早期発見と安全確保のため、介護する方に対し、位置情報端末機器を貸与します。

(6)緊急通報・火災安全システム

一人暮らしをする身体障害者が、自宅で急病や事故などと遭われた時に対応するための通報機器を貸与します。また、通報機器により東京消防庁へ通報し、地域の協力体制により救助する仕組みの普及を図ります。

推進プラン4 日常生活への支援

障害の特性や程度にかかわらず、必要に応じていつでも様々なサービスを受けられることが重要です。

また、サービスの質の向上を図る必要があります。サービス提供基盤を整備し、障害者の地域生活を支援します。

○主要事業

事業名	事業内容・確保策	現況	26年度末 目標
(1) 訪問系サービスの充実			
<p>家事や入浴等の介助を行うホームヘルパーを派遣し、日常生活の支援を行います。</p> <p>給付実績の推移や障害者基礎調査結果などから、今後もサービス利用量の増加が見込まれます。</p> <p>障害程度区分が非該当と認定された方に対しては、生活サポート事業を実施しサービスを提供します。</p> <p>※訪問系サービスに関する現状及び目標については、31ページに掲載しています。</p>			
(2) 短期入所等の充実			
<p>介護者の病気などにより在宅での生活が一時的に困難になった時などに、短期入所の施設で障害者へ食事や入浴などの必要な支援を行います。医療的ケアが必要な重度の障害者を含めて、地域で短期入所が利用できるよう整備に努めます。また、日中一時支援（日帰りショートステイ）等についても、引き続き実施します。</p> <p>※短期入所に関する現状・目標については、31ページに掲載しています。</p> <p>※日中一時支援に関する現状・目標については、32ページに掲載しています。</p>			
(3) 重度障害者の在宅支援サービスの充実			
<p>重度の障害があっても住み慣れた地域で自分らしく快適に生活していただけるよう、外出が困難もしくは寝たきりの方に対し、「訪問入浴サービス」、「理美容サービス」や「寝具洗濯・乾燥サービス」を提供します。</p> <p>※訪問入浴サービスに関する現状・目標については、32ページに掲載しています。</p>			

(4) 日常生活用具の給付等の充実

重度の障害者の日常生活の質を向上するため、介護訓練支援用具等の給付や貸与を行います。また、必要な人が適切に利用できるよう、使用方法や修理などの情報提供や相談の充実に努めます。

※日常生活用具の給付に関する現状・目標については、32ページに掲載しています。

(5) 地域の介護力向上への支援

障害特性や一人ひとりの障害者のニーズに応えられるヘルパーを養成するため、支援力向上のための研修の開催、事業所で行う研修への専門職員の派遣、通所施設での体験研修への参加などの支援を行います。

さらに、事業者が求人募集する際の支援や、すぎなみ地域大学と連携したガイドヘルパーの養成、有資格者の掘り起こし等、地域の障害者の生活を支える人材を確保・育成していきます。

また、障害福祉サービスの利用者が、安心してサービス利用を継続するためには、障害福祉サービス事業者の量的、質的なレベルアップが不可欠です。事業者が、利用者に適切なサービスを提供するとともに、適正な事業運営を行い、安定的な運営ができるよう、事業者への助言・指導を行っていきます。

(6) 障害者の疾病予防

生活習慣病予防対策として、地域のかかりつけ医を持つことを勧め、かかりつけ医のない障害者には区内障害者施設の利用者を対象に障害者施設健診事業を実施し、個別保健指導や健康相談につなげていきます。

また、地域の医療機関と連携をしながら障害者の高齢化等に備えて、適切な相談体制や医療サポート体制の強化を推進していきます。

障害者の二次障害や機能低下を防止するために、住宅改修および補装具作製等の相談を実施していきます。

また、区内障害者施設利用者を対象として理学療法士や作業療法士により、一人ひとりにあったきめ細かなリハビリプログラムを実施します。

推進プラン5 日中活動の場の充実

障害者がいきいきと活動できる場の確保に努めるとともに、中途障害者のリハビリテーション等の充実を図ります。

○主要事業

事業名	事業内容・確保策	現況	26年度末 目標
(1)障害者通所施設等の整備			
<p>障害者が充実した日々を送るための日中活動の場を確保するため、重度知的障害者のための小規模地域分散型施設や身体障害者のための施設の確保、その他様々な障害者の活動と交流の場となる「地域活動支援センター」を更に整備します。</p>			
①小規模地域分散型施設の整備			
	<p>障害者の日中活動の場となる施設の地域偏在化防止のため、小規模地域分散型施設と、身体障害者の活動の場となる施設を整備していきます。</p>	2所 (23年度)	4所 (累計)
②地域活動支援センターの整備			
	<p>障害者の交流や活動の場として、地域活動支援センターを更に整備します。</p>	1所 (23年度)	4所 (累計)
(2)障害児の放課後支援の充実			
<p>※推進プラン8「障害のある子どもへの発達支援の充実」の26ページに掲載しています。</p>			

(3) 中途障害者のリハビリテーションの充実

高次脳機能障害者など中途障害者が、地域で自立生活が出来るように、退院後の心身のリハビリテーションなどの支援をします。

中途障害者の特性に合わせた今後の生活について、個々に目標を設定し、専門職が評価を行い、関係機関と連携しながら支援の充実を図っていきます。

推進プラン6 雇用の場の拡大・就労支援の促進

障害者の就労に対する希望に応えるため、就労支援関係機関等と連携を図ります。一人ひとりの能力や個性に合わせたきめ細かな就労支援を行うために、多様な実習や体験の場、就労への支援、就労の場を開拓します。

また、安定して就労が継続できるように定着支援を充実していきます。通所施設等で働きに通う障害者の工賃向上への取組も引き続き行います。

○主要事業

事業名	事業内容・確保策	現況	26年度末目標
(1)障害者の就労支援の充実			
<p>障害者の就労を拡大推進していくための、支援体制を整えます。</p> <p>また、一般就労につなげるため、企業や商店街などと連携して、職業体験実習や現場での長期研修を実施するとともに、特例子会社を誘致して雇用の場の拡大を図ります。</p>			
①職場体験の充実			
	<p>一般就労に向けては就労の体験が重要なことから、実践的な実習ができる場を拡大します。企業での実習を行う場合は実習への意欲を高めるため実習奨励金を出します。</p>	<p>実習生 24人 (23年度)</p>	<p>実習生 50人</p>
②商店街実習事業の実施			
	<p>身近な地域での実習の場として地域の商店街での実習ができるようにします。地域の障害者理解と障害者雇用への広がり機会とします。</p>	<p>— (23年度)</p>	<p>実施</p>
③職場定着支援事業			
	<p>ジョブコーチや職場定着の支援員が職場訪問を実施し、企業、障害者からそれぞれの相談を受け、きめ細かい定着の支援を行います。定着支援にあわせて生活支援もするため、地域の相談支援事業所とも連携して支援していきます。</p>	<p>— (23年度)</p>	<p>実施</p>

④現場研修事業の拡大		
「すぎなみワークチャレンジ事業」を検証し、より一般就労に結びつくような仕事内容を提供できるよう、事業を拡大するとともにきめ細かな支援を行います。	試行 (23年度)	実施
⑤特例子会社の誘致		
区内での障害者の就労先の確保のために特例子会社の誘致に向けて杉並区障害者雇用支援事業団やハローワークと連携し、情報収集や条件整備等に努めます。	1社 (23年度)	2社 (累計)
(2)多様な就労形態の活用と企業開拓		
障害者の職業評価を行うことで特性にあった就労形態を提案します。また、今後の障害者雇用率の引き上げなどの動向を見ながら積極的に障害者の就労の場を開拓します。		
①職業評価の実施		
就職を希望する障害者に、就職に必要な職業の準備や能力の評価を身近な杉並区障害者雇用支援事業団で行います。	— (23年度)	実施
②多様な障害特性に配慮した就労先の整備		
ステップアップ雇用、トライアル雇用など様々な制度を企業に情報提供し、多様な障害者に対応できるような就労の場を確保します。	実施 (23年度)	充実
③企業開拓		
障害者を雇用したい企業の情報を集め、相談や助言、実習の機会の提供などを行うことで、新たな企業の開拓を行います。	実施 (23年度)	充実

(3) 就労支援ネットワーク		
<p>杉並区障害者雇用支援事業団を中心に、地域の障害者関連部門のネットワークを活用し、就労を希望する人を支援します。</p> <p>また、杉並区障害者雇用支援事業団、杉並区就労支援センターなどと連携し、雇用の場の確保や就労支援を検討します。</p>		
① 就労支援		
<p>就労を希望する障害者や現に就労している障害者への相談を行います。また、就労を支援する通所施設や相談支援事業所と連携して、就労面から、生活面までの一体的な支援を行います。</p>	<p>実施 (23年度)</p>	<p>充実</p>
② ネットワークの構築		
<p>杉並区障害者雇用支援事業団を中心に就労を支援する通所施設やハローワーク、特別支援学校、相談支援事業所などでネットワークを構築し、就労情報の共有や、就労支援に携わる関係者のスキルアップなど地域における就労支援機能強化と、就職者数の拡大に努めます。</p>	<p>実施 (23年度)</p>	<p>充実</p>
(4) 工賃アップのための取組の支援		
<p>通所施設に通う利用者の工賃の安定化と向上に向けた支援を行います。作業を行う施設の連携や情報の共有、共同受注や自主生産品の質的向上を目的とした「すぎなみ仕事ねっと」を有効活用し、区からの発注量の増加などにより受注量の拡大や自主生産品の販路拡大に努めます。また、経営の専門家のアドバイスをもらうなど、事業拡大を戦略的に取り組める仕組みを構築します。</p>		

○福祉施設からの一般就労者数の目標数値

	平成 23 年度 (実績)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就職者数	24 人	50 人	50 人	50 人
累 計	—	(50 人)	(100 人)	(150 人)

推進プラン7 社会参加の促進

障害者の社会参加を支援することは、本人の自己実現に留まらず、障害のある人もない人も共に生きるまちの実現につながっていきます。移動やコミュニケーション手段の確保、障害者同士の活動の支援、さらに多様な講座の開催など、積極的に社会への参加が図れるような支援に取り組みます。

特に、様々な活動に参加するための移動支援は、障害が重くても積極的に外出が可能となるよう、支援の担い手を養成するとともに、サービスの質を高めていきます。

○主要事業

事業名	事業内容・確保策	現況	26年度末目標
(1)障害者の移動支援の充実			
障害者の社会参加を促進するため、外出の際に付き添いを行うヘルパーを派遣する「移動支援事業」を実施します。			
①移動支援の充実			
	<p>利用実績は堅調な伸びが続いており、今後も需用の拡大が推測されることから、安定したサービス提供ができるよう移動支援の担い手を養成するとともに、サービスの質の向上に努めます。</p> <p>※移動支援に関する目標については、32ページに掲載しています。</p>	124,362時間 (23年度)	実施
②移動サービスの支援			
移動困難な人の通院や買い物などの外出を支援するため、福祉車両等で送迎をする団体による移動サービスの取次ぎを行う「移動サービス情報センター」を運営します。また、移動サービスを行うNPO団体等の支援を行います。			
(2)コミュニケーション支援			
聴覚や視覚、その他の障害のためにコミュニケーションを図ることに支障がある人に対する支援を行っていきます。			

①手話・要約筆記の派遣		
<p>聴覚や言語機能などに障害があり、意思疎通に支障のある障害者に、手話通訳や要約筆記者を派遣します。また、手話通訳者や要約筆記者の養成や講習会を実施して人材の育成に努めていきます。</p> <p>※手話・要約筆記の派遣に関する目標については、32ページに掲載しています。</p>	<p>実施 (23年度)</p>	<p>充実</p>
②それ以外のコミュニケーション支援の検討		
<p>視覚障害者のための代読・代筆や、知的障害者、高次脳機能障害者などに対するコミュニケーション支援について研究、検討していきます。</p>	<p>試行 (23年度)</p>	<p>実施</p>
(3)多様な講座・交流の場の整備		
<p>障害者が主体的な活動をしやすい環境づくりを進めるため、学習や趣味活動のための多様な講座の開催や、障害者同士との交流の場として、引き続き障害者福祉会館及び障害者交流館を運営していきます。</p>		
(4)障害者の区政への参加		
<p>障害者福祉推進協議会や自立支援協議会等においては、障害者やその家族が重要な役割を担い、その意見を反映するなど、区政への参加を促進します。</p>		
(5)生活支援・社会参加を促進する事業の充実		
<p>障害者の日常生活に必要な訓練や援助など本人活動のための支援や、障害者に対するボランティア活動のための支援を行い、障害者の生活の質的向上を図ります。</p> <p>また、障害者が参加するスポーツや芸術文化活動に係る講座などについて、内容や情報提供の充実に努めていきます。</p>		

(6)心のバリアフリーの推進		
<p>障害の有無を越えてお互いが理解しあえる社会を実現するためには、障害に対する正しい理解と認識を深めることが不可欠です。障害者に対する理解を深める視点に立ち、心のバリアフリーを推進していきます。</p>		
①障害者の理解のための普及啓発		
<p>障害者週間事業等を実施し、障害者の活動や生活に触れる機会をつくり、障害者に対する理解を深めます。</p>	実施	充実
②バリアフリー協力店		
<p>障害者、高齢者、小さな子ども連れの方など、誰でも利用しやすい設備を備えていたり、お客さまへの気配りややさしい対応ができる店舗（心のバリアフリー）を「バリアフリー協力店」として登録し、誰もが安心して利用できる店舗の拡大を図ります。</p> <p>また、区のバリアフリー基本構想の内容を踏まえ、ハード面のみならず、ソフト面での協力を、既登録店を含めて広く呼びかけていきます。</p> <p>区内の公共施設やバリアフリー協力店の情報は、ウェブサイト「いってきまっぷ」に掲載しています。</p>	バリアフリー協力店 601店 (23年度)	バリアフリー協力店 1,200店
(7)自立を支援する情報提供の充実		
<p>障害者の自立生活を支援することを目的として、障害福祉サービスや日常生活を支援する事業等について情報の提供を行っています。</p> <p>現在、音声コードを付したサービス情報誌「障害者のてびき」の発行やウェブアクセシビリティに配慮した情報提供サイト「の～まらいふ杉並」を運営しています。今後も、障害の特性にかかわらず、障害者が自主的に情報を得られるよう、情報提供のさらなる拡充と利用促進に努めます。</p>		

推進プラン8 障害のある子どもへの発達支援の充実

発達の遅れや心身に障害のある子どもの発達を地域・行政・学校が一体となって支援する体制を整備します。また、在学中の障害児の自立を支援するため、生活能力向上のための訓練を継続的に行う、放課後等の居場所の確保に努めます。

○主要事業

事業名	事業内容・確保策	現況	26年度末目標
(1)発達障害支援の充実			
<p>社会性やコミュニケーション面の発達に心配のある子どもに対し、医師や心理職などの専門職による個別指導やグループ指導を行うことにより、保護者や幼稚園・保育園等が、適切な対応を図れるよう支援します。</p> <p>さらに、保育所等訪問支援等を実施し、地域支援機能の充実を図ります。</p> <p>また学齢期の発達障害支援においても継続した支援を受けることができる体制を整備します。</p>			
①医療相談・専門相談			
	3歳児から5歳児のうち集団生活が苦手な未就学児を対象に、生育歴等の聞き取りと発達検査、医療相談を行う「発達相談すこやか」を実施します。	1,946件 (23年度)	実施
②個別・グループ指導			
	幼児の発達状況に合わせた個別指導や対人関係、集団適応等の指導を実施します。	10,610件 (23年度)	実施
③巡回指導・巡回相談の実施			
	保育園・保育室・子供園・幼稚園を心理職職員が巡回し、専門的立場から保育園園児等の状況に応じた支援・助言を行います。	848件 (23年度)	実施
④保育所等訪問支援の実施			
	保護者等からの要請により、保育所等職員のレベルアップに向け、心理職職員が保育園や幼稚園を訪問し、幼児の状況に応じた支援・助言を行います。	—	実施

⑤学齢期児童の発達障害支援事業（教育委員会との連携事業）		
発達障害等がある就学前の子どもたちが、学齢期でも継続して支援を受けられる体制を整備し、学校生活での集団適応や学習に取り組む姿勢の習得を促します。	試行 (23年度)	実施
⑥あそびのグループの実施		
1歳6か月健診後の発達に偏り等が疑われる幼児とその保護者を対象に、親子で参加するグループ活動を実施します。この活動を通して、専門職が保護者に具体的な助言を行い、適切な対応が図れるよう支援します。	—	実施
(2)障害児の放課後支援の充実		
在学中の障害児の自立を支援するため、放課後や夏休み等における、生活能力向上のための訓練等のサービスを継続的に行える場を提供します。放課後等の居場所づくりを推進するため、放課後等デイサービスを整備します。		
①地域デイサービス		
障害児の放課後の居場所・活動場所を提供する地域デイサービス実施団体に対し、運営費等を助成します。児童福祉法の改正に伴い、放課後等デイサービスへの移行を促し支援を行っていきます。	10所 (23年度)	5所
②放課後等デイサービス		
平成24年4月1日から児童福祉法に基づく「放課後等デイサービス」が創設されました。学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育との連携を図りながら障害児の自立を促進するため、放課後等デイサービスを整備していきます。	—	10所 (累計)

(3) 児童館・学童クラブ障害児等育成支援の充実		
<p>児童館等において、発達の違いや障害のある子どもたちも楽しめるプログラムを工夫・充実して行います。また、学童クラブでの障害児の受け入れ支援体制を充実します。</p>		
①児童館障害児交流プログラムの充実		
<p>児童館で障害のある子どもとない子どもが、ともに楽しむ集団遊び、表現あそび、工作、音楽活動等の定例活動や、つどいのプログラムを工夫・充実して行います。また、交流プログラムを通じて、より多くの障害児が地域で仲間づくりを図れるよう支援します。</p>	実施	充実
②学童クラブ障害児の受け入れ		
<p>すべての学童クラブ（49所）で障害児を受け入れるとともに、専門家による巡回指導を実施し、障害の応じたきめ細やかな対応をします。</p>	受け入れ クラブ 49所 (23年度)	受け入れ クラブ 50所
③学童クラブ重度重複障害児の受入		
<p>重度の身体障害と重度の知的障害を併せ持つ子どもの学童クラブへの受入体制を整備します。</p>	受け入れ クラブ 1所 (23年度)	受け入れ クラブ 1所
④学童クラブの通所支援		
<p>自力で学童クラブへの通所が困難な障害児とその家庭を支援するため通所支援ボランティアの人材育成、研修を行い、ボランティア登録制度を充実します。</p>	実施 (23年度)	充実

(4)障害児の相談支援の充実		
心身の発達の遅れやその心配のある子どもとその家族を対象に、適切な療育の機会につながるよう、療育先等に係る相談や調整等の障害児発達相談支援事業を実施する体制を整備するとともに、民間の児童発達支援事業所の開設を促進し、療育の場の確保に努めます。		
①相談支援の充実		
障害児一人ひとりのニーズに応じたサービス利用への支援やコーディネート、利用計画等の作成を推進するとともに、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の児童通所給付支給申請に関する相談や障害手帳を持たない学齢児の相談にも応じるなど、相談支援の充実を図ります。	実施	充実
②療育の充実		
障害の状況に応じて、こども発達センターは中重度の知的障害児及び肢体不自由児を中心に療育を行い、民間の児童発達支援事業所は軽度の知的障害児及び発達障害児を中心に療育を行い、早期に適切な療育を実施します。 そのため、民間の児童発達支援事業所の開設を促進するとともに、事業者への必要な助言、指導等を行い、療育の質の確保を図ります。	—	実施
(5)保育園・幼稚園等の支援		
保育園・保育室・子供園・幼稚園を心理職職員が巡回し、専門的立場から保育園園児等の状況に応じた支援・助言を行います。		
①巡回指導・巡回相談の実施		
※再掲 (1) 発達障害支援の充実 ③ (26ページ) に掲載しています。	848件 (23年度)	実施
②障害児受入の拡大		
保育を必要とする障害児を持つ保護者の需要に対応できるよう、区立・私立保育園における障害児の受入を拡大します。	障害児 指定園 6園 (23年度)	障害児 指定園 8園 (累計)

(6) 特別支援教育の充実

特別支援教室及び情緒障害学級（固定学級）の設置に向けた検討を進めるとともに、通常学級における支援員等の配置や情緒障害学級（通級学級）の増設等を行い、発達障害を含む特別な支援が必要な児童・生徒に対する特別支援教育の充実を図ります。

(7) 地域療育のしくみとネットワークの確立

療育関係機関との連携に努め、地域療育の仕組みを確立します。また、幼児期から学齢期、学齢期から青年・成人期へと次のライフステージに移行する際は、不適応を起こしやすい環境にあるため、一貫した支援が継続されるよう、関係機関のネットワークを強化していきます。

【別表】 障害者自立支援法によるサービスの計画数値（見込み量）

障害者自立支援法で規定している障害福祉サービス(相談支援を含む)と地域生活支援事業における平成 24 年度より平成 26 年度末までのサービスの計画数値(見込み量)について、障害者基礎調査で把握した利用意向やこれまでの利用実績から次のとおり推計しました。

○障害福祉サービス・相談支援

サービス名	計画(見込み量)		
	24年度	25年度	26年度
○訪問系サービス			
居宅介護(身体介護)	281人	292人	304人
	3,855時間	4,125時間	4,414時間
居宅介護(家事援助)	217人	226人	235人
	1,872時間	2,003時間	2,143時間
重度訪問介護	39人	41人	43人
	9,793時間	10,295時間	10,797時間
行動援護	9人	10人	11人
	309時間	340時間	374時間
同行援護	167人	172人	177人
	3,264時間	3,427時間	3,599時間
重度障害者等包括支援	0人	0人	0人
	0時間	0時間	0時間
訪問系サービス 計	713人	741人	770人
	19,093時間	20,190時間	21,327時間
○日中活動サービス			
生活介護	635人	655人	670人
	12,002人日分	12,380人日分	12,587人日分
自立訓練(機能訓練)	3人	4人	5人
	51人日分	68人日分	85人日分
自立訓練(生活訓練)	13人	14人	14人
	337人日分	356人日分	356人日分
就労移行支援	81人	87人	94人
	1,453人日分	1,559人日分	1,682人日分
就労継続支援(A型)	9人	15人	20人
	159人日分	266人日分	354人日分
就労継続支援(B型)	754人	777人	795人
	10,657人日分	10,997人日分	11,236人日分
療養介護	36人	36人	36人
通所系サービス計(利用者数)	1,531人	1,588人	1,634人
短期入所	155人	160人	165人
	682人日分	734人日分	786人日分
○居住系サービス			
共同生活援助(グループホーム)	52人	52人	52人
共同生活介護(ケアホーム)	172人	192人	223人
○計画相談			
計画相談支援	72人	199人	430人
地域移行支援	15人	28人	29人
地域定着支援	5人	10人	10人

※各年度の数値は、各年度の末月利用分の推計値を示しています。ただし、計画相談については、各月の平均利用者数を示しています。

※2段で表示してあるものは、上段が利用者数、下段がサービス利用量を示しています。

○地域生活支援事業

サービス名	(単位)	計画(見込み量)		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
(1)相談支援事業				
①障害者相談支援事業所	(設置数)	7ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
②基幹相談支援センター	(設置数)	—	1ヶ所	1ヶ所
③相談支援機能強化事業	(実施の有無)	有	有	有
④住宅入居等支援事業	(実施の有無)	有	有	有
(2)成年後見制度利用支援事業	(実施の有無)	有	有	有
(3)コミュニケーション支援				
①手話通訳者派遣	(月間派遣回数)	50回	55回	60回
②要約筆記者派遣	(月間派遣回数)	6回	7回	8回
(4)日常生活用具給付				
①介護訓練支援用具	(年間件数)	28件	30件	31件
②自立生活支援用具	(年間件数)	72件	72件	73件
③住宅療養等支援用具	(年間件数)	57件	59件	61件
④情報・意思疎通支援用具	(年間件数)	120件	122件	124件
⑤排泄管理支援用具 ※	(年間件数)	10,162件	10,266件	10,370件
⑥住宅改修費	(年間件数)	27件	28件	29件
(5)移動支援事業	(月間利用者数)	572人	592人	615人
	(月間利用時間)	10,582時間	11,129時間	11,746時間
(6)地域活動支援センター	(月間利用者数)	90人	95人	185人
	(施設数)	2ヶ所	2ヶ所	4ヶ所
(7)盲人ホーム	(月間利用者数)	11人	11人	11人
(8)訪問入浴サービス	(月間利用者数)	80人	81人	82人
	(月間利用回数)	240回	243回	246回
(9)日中一時支援事業	(月間利用者数)	80人	85人	90人
	(月間利用日数)	83人日分	88人日分	93人日分
(10)生活サポート	(月間利用者数)	3人	3人	3人
	(月間利用時間)	30時間	30時間	30時間
(11)更生訓練費・施設入所者就職支度金給付				
①更生訓練費給付事業	(月間利用者数)	—	—	—
②施設入所者就職支度金給付事業	(年間利用者数)	—	—	—
(12)生活支援事業				
①日常生活に関する講座	(年間件数)	25件	25件	25件
②本人活動の交流会等	(年間件数)	60件	60件	60件
(13)社会参加促進事業				
①スポーツ・芸術文化催し等	(年間件数)	150件	150件	150件
②自動車運転免許取得助成	(年間利用者数)	7人	7人	7人
③自動車改造費助成	(年間利用者数)	7人	7人	7人

※各年度の数値で1ヶ月単位とする場合は、年度の末月利用分の推計値を示しています。

※日中一時支援事業(日帰りショートステイ)の利用日数は、日数換算した数値です。

※排泄管理支援用具は、「おむつの支給」を含んでいます。

第4章 計画の推進に向けて

1 計画達成状況の点検・評価と推進体制

- 障害者、障害者団体代表者、学識経験者、障害保健福祉関係者などで構成する「障害者福祉推進協議会」及び「地域自立支援協議会」において、障害者福祉施策や計画等に関する意見を求め、反映していきます。
- 計画の推進にあたっては、「障害者福祉推進協議会」及び「地域自立支援協議会」等を活用していきます。
- 年度ごとに、計画の達成状況を把握し、点検・評価を行うとともに、評価結果について、区広報や公式ホームページに掲載し、広く区民の意見を求めていきます。
- 相談・教育・就労・サービス事業者などで構成する地域自立支援協議会において、相談事例などの中から、計画に係る内容について集約し、計画の見直しにつなげていきます。

2 国や東京都との連携

計画の見込み数値や事業所の指定などについて、東京都障害福祉計画と必要な調整を図り、区の障害者計画・障害福祉計画が円滑に進むようにしていきます。

また、他の区や東京都と協力して、障害者福祉施策の充実や制度の見直しなどについて、必要に応じて国に要望していきます。

<参考資料>

○第2期障害福祉計画に係る見込み量と目標数値の状況について (平成21年度から平成23年度)

1 障害者数の推移

手帳種別	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
杉並区人口(4月1日現在)	536,658人	539,584人	539,211人	538,703人	539,482人
(18歳未満)	60,891人	61,336人	61,947人	62,702人	62,664人
(65歳以上)	100,289人	102,723人	104,233人	104,568人	105,991人
身体障害者手帳所持者数	12,419人	12,764人	12,876人	13,112人	13,300人
(18歳未満所持者数)	256人	268人	267人	277人	290人
(65歳以上所持者数)	8,003人	8,322人	8,456人	8,598人	8,820人
人口比	2.3%	2.4%	2.4%	2.4%	2.5%
肢体不自由	6,349人	6,497人	6,526人	6,579人	6,632人
内部障害	3,904人	4,068人	4,164人	4,335人	4,413人
視覚障害	992人	1,011人	1,004人	998人	1,025人
聴覚・平衡機能障害	915人	918人	914人	926人	955人
音声・言語・咀嚼機能障害	259人	270人	268人	274人	275人
知的障害者手帳所持者数	1,843人	1,900人	1,952人	2,008人	2,072人
(18歳未満所持者数)	437人	440人	445人	447人	456人
(65歳以上所持者数)	105人	117人	117人	125人	134人
人口比	0.3%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%
精神保健福祉手帳所持者数	1,524人	1,789人	1,871人	2,123人	2,380人
人口比	0.3%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%
合計	15,786人	16,453人	16,699人	17,243人	17,752人
人口比	2.9%	3.0%	3.1%	3.2%	3.3%

※数値は各年度4月1日時点のものです。

※人口には外国人登録者数を含んでいます。

杉並区の人口は、平成20年度536,658人から平成24年度539,482人と、この間に2,824人(0.5%)の増加があります。同様に障害者手帳所持者の合計は、1966人(12.5%)の増加となっており、高い増加率を示しています。

各手帳所持者数とも増加傾向にあります。なお、身体障害者手帳では、肢体不自由、内部障害、視覚障害、聴覚・平衡機能障害は増加しています。音声・言語・咀嚼機能障害は、おおよそ横ばい傾向で推移している状況にあります。また、肢体不自由と内部障害で身体障害者手帳所持者数の80%以上を占めています。

人口の年齢構成と比較して、身体障害者手帳所持者では18歳未満が少なく65歳以上が多い、また知的障害者では18歳未満が多く65歳以上が少ない状況にあります。

これまでの手帳所持者数や今後の人口の推移から、各障害者手帳所持者数とも増加傾向で推移していくと推測されます。

2 主な障害福祉サービス・地域生活支援事業の利用状況について
(平成 21 年度～平成 23・25 年度)

1 サービスの利用実績

(1) 障害福祉サービスの見込み量と利用実績

サービス名		計画数値				利用実績					
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成21年 10月	平成22年 3月	平成22年 10月	平成23年 3月	平成23年 10月	平成24年 3月
訪問系サービス	居宅介護	240人 3,363時間	250人 3,561時間	260人 3,758時間	280人 4,153時間	229人 3,710時間	233人 3,723時間	229人 3,590時間	244人 3,799時間	242人 3,786時間	232人 3,619時間
	家事援助	185人 1,751時間	191人 1,917時間	197人 2,083時間	209人 2,414時間	186人 1,778時間	184人 1,726時間	186人 1,633時間	205人 1,707時間	199人 1,676時間	185人 1,539時間
	重度訪問介護	48人 10,955時間	49人 11,275時間	49人 10,755時間	48人 9,714時間	38人 9,746時間	40人 9,886時間	41人 9,677時間	40人 10,304時間	38人 9,790時間	41人 10,865時間
	重度障害者等包括支援	0人 0時間	0人 0時間	2人 840時間	6人 2,520時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
	行動援護	12人 360時間	14人 416時間	15人 472時間	18人 584時間	11人 275時間	10人 331時間	10人 294時間	9人 272時間	7人 320時間	8人 368時間
	同行援護										69人 1,164時間
	訪問系サービス 計	485人 16,430時間	504人 17,169時間	523人 17,907時間	561人 19,385時間	464人 15,509時間	467人 15,666時間	466人 15,194時間	498人 16,082時間	555人 17,081時間	540人 17,555時間
	日中活動系サービス	生活介護	320人	450人	520人	530人	349人	357人	469人	472人	621人
自立訓練(機能訓練)		21人	22人	27人	30人	2人	3人	1人	1人	4人	6人
自立訓練(生活訓練)		16人	16人	18人	20人	30人	31人	30人	28人	11人	20人
就労移行支援		40人	50人	52人	55人	30人	34人	41人	43人	66人	60人
就労継続支援 A型		5人	10人	15人	30人	4人	6人	7人	6人	12人	9人
就労継続支援 B型		345人	550人	555人	565人	398人	405人	512人	539人	629人	695人
療養介護		3人	3人	3人	3人	3人	3人	2人	1人	1人	1人
経過措置施設		160人	0人	0人	0人	137人	104人	131人	130人	3人	2人
法定外通所施設		103人	64人	0人	0人	152人	164人	133人	107人	133人	107人
児童デイサービス		105人	105人	115人	115人	83人	71人	61人	96人	117人	131人
通所系サービス 計	1,118人	1,270人	1,305人	1,348人	1,188人	1,178人	1,387人	1,423人	1,597人	1,655人	
短期入所	110人 550人日分	112人 560人日分	114人 570人日分	118人 590人日分	124人 515人日分	119人 532人日分	126人 547人日分	128人 583人日分	138人 654人日分	134人 590人日分	
居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)	65人	77人	100人	115人	64人	63人	59人	51人	49人	53人
	共同生活介護(ケアホーム)	115人	136人	140人	168人	108人	109人	124人	132人	143人	150人
	法定外グループホーム	23人	23人	23人	14人	9人	8人	8人	8人	8人	8人
	グループホーム等 計	203人	236人	263人	297人	181人	180人	191人	191人	200人	211人
	施設入所支援	130人	209人	294人	284人	109人	118人	213人	218人	274人	273人
	経過措置施設	190人	104人	0人	0人	200人	183人	91人	83人	27人	28人
入所施設 計	320人	313人	294人	284人	309人	301人	304人	301人	301人	301人	
相談支援(サービス利用計画作成)	12人	20人	27人	42人	6人	6人	4人	5人	5人	9人	

※計画数値は、平成 23・25 年度が年度末、その他の各年度は 10 月分の推計値を示しています。

※2段表示してあるものは、上段が利用者数、下段がサービス利用量を示しています。

※経過措置施設は、障害者自立支援法(以下「支援法」という。)による新しいサービス体系への移行が平成 23 年度末まで経過措置とされている施設です。

※法定外通所施設は、支援法による新しいサービス体系への移行が当該年度において見込めない小規模作業所などの利用者数を示しています。

※法定外グループホームは、支援法による新しいサービス体系への移行が当該年度において見込めない既存のグループホームの利用者数を示しています。

(2) 地域生活支援事業の見込み量と利用実績

サービス名	(単位)	計画数値				利用実績					
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成 21年10月	平成 22年3月	平成 22年10月	平成 23年3月	平成 23年10月	平成 24年3月
(1)相談支援事業											
①障害者相談支援事業所	(設置数)	6ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	6ヶ所	6ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所	7ヶ所
②地域自立支援協議会	(設置数)	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体	1団体
(2)コミュニケーション支援											
①手話通訳者派遣	(月間派遣回数)	50回	55回	60回	70回	40回	89回	50回	50回	48回	48回
②要約筆記者派遣	(月間派遣回数)	6回	7回	8回	10回	5回	8回	8回	6回	6回	6回
(3)日常生活用具給付											
①介護訓練支援用具	(年間件数)	28件	30件	32件	36件	27件		24件		19件	
②自立生活支援用具	(年間件数)	58件	60件	62件	66件	70件		49件		53件	
③住宅療養等支援用具	(年間件数)	35件	35件	37件	39件	44件		45件		45件	
④情報・意思疎通支援用具	(年間件数)	150件	170件	180件	200件	93件		97件		111件	
⑤排泄管理支援用具 ※	(年間件数)	9,450件	9,550件	9,650件	9,850件	5,345件		5,515件		5,961件	
⑥住宅改修費	(年間件数)	28件	28件	30件	32件	16件		16件		23件	
(4)移動支援事業	(月間利用者数) (月間利用時間)	428人 8,167時間	444人 8,833時間	461人 9,285時間	494人 10,226時間	488人 8,557時間	482人 8,609時間	565人 9,973時間	533人 8,693時間	557人 10,224時間	552人 10,307時間
(5)地域活動支援センター											
①作業型	(月間利用者数)	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	(施設数)	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
②活動支援型	(月間利用者数)	38人	78人	78人	78人	31人	31人	23人	23人	21人	21人
	(施設数)	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1団体	1団体	1団体	1団体
(6)盲人ホーム	(月間利用者数)	12人	12人	13人	14人	9人	9人	11人	11人	11人	11人
(7)訪問入浴サービス	(月間利用者数)	70人	71人	72人	74人	61人	64人	62人	59人	59人	60人
	(月間利用回数)	210回	217回	223回	237回	186回	186回	180回	179回	180回	193回
(8)日帰りショート	(月間利用者数)	52人	54人	55人	58人	65人	70人	84人	64人	72人	73人
	(月間利用日数)	55人日分	57人日分	59人日分	63人日分	71人日分	65人日分	83人日分	63人日分	69人日分	76人日分
(9)生活サポート	(月間利用者数)	2人	3人	3人	5人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	(月間利用時間)	20時間	30時間	30時間	50時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
(10)更生訓練費・施設入所者就職支度金給付											
①更生訓練費給付事業	(月間利用者数)	25人	26人	26人	27人	15人	13人	18人	16人	6人	4人
②施設入所者就職支度金給付事業	(年間利用者数)	2人	2人	3人	4人	0人	1人	0人	0人	0人	0人
(11)生活支援事業											
①日常生活に関する講座	(年間件数)	12件	13件	13件	14件		37件		24件		24件
②本人活動の交流会等	(年間件数)	42件	43件	44件	46件		35件		68件		61件
(12)社会参加促進事業											
①スポーツ・芸術文化催し等	(年間件数)	30件	31件	31件	32件		80件		152件		145件
②自動車運転免許取得助成	(年間利用者数)	7人	7人	7人	8人		5人		2人		3人
③自動車改造費助成	(年間利用者数)	7人	7人	7人	8人		3人		6人		2人

※計画数値で1ヶ月単位とする場合は、平成 23・25 年度が年度末、その他の各年度は 10 月利用分の推計値を示しています。

※日中一時支援事業(日帰りショートステイ)の利用日数は、日数換算した数値です。

※排泄管理支援用具は、「おむつの支給」を含んでいます。

(3) 主な障害福祉サービスと地域生活支援事業の進捗状況

障害福祉サービスの通所系サービスと地域生活支援事業の地域活動支援センターなど内容が類似しているサービスをまとめて記載します。

① 訪問系サービス(移動支援と生活サポートを含む)

サービス名		計画数値				利用実績			
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成25年度	平成22年10月	平成23年3月	平成23年10月	平成24年3月
訪問系サービス	居宅介護	240人 3,363時間	250人 3,561時間	260人 3,758時間	280人 4,153時間	229人 3,590時間	244人 3,799時間	242人 3,786時間	232人 3,619時間
	家事援助	185人 1,751時間	191人 1,917時間	197人 2,083時間	209人 2,414時間	186人 1,633時間	205人 1,707時間	199人 1,676時間	185人 1,539時間
	重度訪問介護	48人 10,955時間	49人 11,275時間	49人 10,755時間	48人 9,714時間	41人 9,677時間	40人 10,304時間	38人 9,790時間	41人 10,865時間
	重度障害者等包括支援	0人 0時間	0人 0時間	2人 840時間	6人 2,520時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間	0人 0時間
	行動援護	12人 360時間	14人 416時間	15人 472時間	18人 584時間	10人 294時間	9人 272時間	7人 320時間	8人 368時間
	同行援護							69人 1,509時間	74人 1,164時間
	移動支援	428人 8,167時間	444人 8,833時間	461人 9,285時間	494人 10,226時間	565人 9,973時間	533人 8,693時間	557人 10,224時間	552人 10,307時間
	訪問系サービス 計	913人 24,598時間	948人 26,002時間	984人 27,192時間	1,055人 29,610時間	1,031人 25,167時間	1,031人 24,775時間	1,112人 27,305時間	1,092人 27,862時間

※上段が利用者数、下段が利用時間数を示しています。

利用実績の合計において、平成22年10月と平成24年3月との比較では、利用者数が61人、利用時間が2,695時間それぞれ増加し、平成24年3月の利用数は微減しているものの、平成22年10月から平成24年3月までの間は増加傾向で推移しています。

特に、移動支援においては、確実に利用時間数は増加しており、障害者の社会参加に寄与しています。また、これまで移動支援で対応していた視覚障害者の外出支援については、平成23年10月より同行援護が創設されました。平成24年3月の移動支援及び同行援護の利用者数は626名、利用時間数は11,471時間でした。

外出訪問系サービスのうち、重度訪問介護が利用者数合計に対し4%程度にすぎません。サービス利用時間合計では約40%を占めています。

重度障害者等包括支援は、区内に提供事業者がなく利用実績がありませんでした。

今後、訪問系サービスは、重度訪問介護の利用にもよりますが、在宅における重度障害者の増加、障害者や介護者の高齢化、また基礎調査でのサービス利用意向などから、引き続き、利用時間と利用者数ともに増加していくと推測されます。多様な障害者のニーズに対応できるよう、訪問系サービスを担うホームヘルパーなどの確保やサービス事業所の参入促進とともに、サービスの質についても向上を図ることが必要です。

② 短期入所

サービス名	計画数値				利用実績			
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成22年 10月	平成23年 3月	平成23年 10月	平成24年 3月
短期入所	110人 550人日分	112人 560人日分	114人 570人日分	118人 590人日分	126人 547人日分	128人 583人日分	138人 654人日分	134人 590人日分
日帰りショートステイ	52人 55人日分	54人 57人日分	55人 59人日分	58人 63人日分	84人 83人日分	64人 63人日分	72人 69人日分	73人 76人日分

※上段が利用者数、下段が利用日数を示しています。また、日帰りショートステイは、日数換算して表示しています。

短期入所は、平成 23 年 10 月利用実績で利用者数が 138 人、利用日数 654 人日数と、平成 25 年度の計画数値(利用者数 118 人、利用日数 590 人日分)を上回りました。区内にある短期入所事業所は、知的障害者を主な対象者とし、身体障害者や精神障害者を対象とする事業所が少ない状況にありましたが、平成 23 年度に、身体障害者を対象とした短期入所事業者において床数を増やしました。

基礎調査では、知的障害者の利用意向率が高く、また身体障害者と精神障害者とも利用者率が低いものの利用意向率が高いこと、さらに介護者の高齢化の進展により、その必要性が高まっていくことが推測されます。グループホームの整備時に併設するなど基盤整備が必要です。

日帰りショートステイは、平成 24 年 3 月と平成 22 年 10 月とを比較して利用実績が減少しているものの、計画数値を上回っています。

③ 日中活動(通所系)サービス

サービス名	計画数値				利用実績				
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成22年 10月	平成23年 3月	平成23年 10月	平成24年 3月	
日中活動系サービス	生活介護	320人	450人	520人	530人	469人	472人	621人	624人
	自立訓練(機能訓練)	21人	22人	27人	30人	1人	1人	4人	6人
	自立訓練(生活訓練)	16人	16人	18人	20人	30人	28人	11人	20人
	就労移行支援	40人	50人	52人	55人	41人	43人	66人	60人
	就労継続支援 A型	5人	10人	15人	30人	7人	6人	12人	9人
	就労継続支援 B型	345人	550人	555人	565人	512人	539人	629人	695人
	療養介護	3人	3人	3人	3人	2人	1人	1人	1人
	経過措置施設	160人	0人	0人	0人	131人	130人	3人	2人
	法定外通所施設	103人	64人	0人	0人	133人	107人	133人	107人
	児童デイサービス	105人	105人	115人	115人	61人	96人	117人	131人
通所系サービス 計	1,118人	1,270人	1,305人	1,348人	1,387人	1,423人	1,597人	1,655人	

※経過措置施設とは、障害者自立支援法による新しいサービス体系への移行が、平成 23 年度末まで経過措置とされている施設です。

通所系サービス計においては、平成 24 年 3 月利用実績 1,655 人は、平成 25 年度の計画数値(1,348 人)と比較して大きく上回っています。新たな利用者の増加や利用者数の把握が困難な区外の法定外通所施設が障害者自立支援法による事業体へ移行したことによる利用者分の加算などがその原因として考えられます。また、平成 22 年度には、生活介護事業、就労継続支援事業 B 型と児童デイサービスが各 1 所開設し、平成 23 年度には、生活介護事業が 1 所開設しました。

生活介護と就労継続支援 B 型の利用者数が、通所系サービスの約70%以上を占めている状況にあります。

今後の課題としては、一般就労の促進、在宅における重度障害者の増加があります。そのため、就労移行支援事業への促進、重度障害者の生活介護事業の整備が必要です。

④ 居住系サービス

サービス名	計画数値				利用実績				
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成25年度	平成22年10月	平成23年3月	平成23年10月	平成24年3月	
居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)	65人	77人	100人	115人	59人	51人	49人	53人
	共同生活介護(ケアホーム)	115人	136人	140人	168人	124人	132人	143人	150人
	法定外グループホーム	23人	23人	23人	14人	8人	8人	8人	8人
	グループホーム等 計	203人	236人	263人	297人	191人	191人	200人	211人
	施設入所支援	130人	209人	294人	284人	213人	218人	274人	273人
	経過措置施設	190人	104人	0人	0人	91人	83人	27人	28人
	入所施設 計	320人	313人	294人	284人	304人	301人	301人	301人

※経過措置施設とは、障害者自立支援法による新しいサービス体系への移行が、平成23年度末まで経過措置とされている施設です。

グループホーム等計においては、平成22年10月と平成24年3月との比較では、19名増加しています。平成23年度には、グループホーム・ケアホームが区内に2所開設しました。(平成21年度から平成23年度までに、区内に10所開設しました。)計画数値の達成に向けて、引き続きグループホーム・ケアホームの整備に取り組む必要があります。

入所施設計においては、平成23年度計画数値(294人)と比較して利用実績301人(通勤寮7人含む)でした。これまで在宅生活の継続が困難になった場合には、施設入所せざるを得ない状況にありました。そうした状況になる前に地域にあるグループホーム・ケアホームを利用できるよう、引き続きグループホーム・ケアホームの整備に取り組む必要があります。

⑤ 相談支援

サービス名	計画数値				利用実績			
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成25年度	平成22年10月	平成23年3月	平成23年10月	平成24年3月
サービス利用計画作成	12人	20人	27人	42人	4人	5人	5人	9人

サービス利用計画の作成は、障害者自立支援法に基づき指定相談支援事業者が行います。サービス利用計画の作成は、入所施設からの退所後に一定期間において集中的な支援が必要な方などが給付対象となります。

区内には指定相談支援事業者があり、また給付対象となる該当者もいますが、平成 24 年 3 月の利用者が 9 人と計画数値 (27 人) に比べ少ない状況にあります。サービス利用計画作成に係る報酬額や事務手続の煩雑さなどが利用数の増加につながらない原因であると考えられます。

障害者自立支援法の一部改正に伴い、平成 24 年度より、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大があり、作成者の確保、また単にサービス利用のみの計画に留まらない一人ひとりに対応した計画作成が重要となり、作成者のスキルアップや関係機関とのネットワークの構築が必要です。

⑥ コミュニケーション支援

サービス名	計画数値				利用実績			
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成22年 10月	平成23年 3月	平成23年 10月	平成24年 3月
手話通訳者派遣	50回	55回	60回	70回	50回	50回	48回	48回
要約筆記者派遣	6回	7回	8回	10回	8回	6回	6回	6回

手話通訳者派遣は、平成 22 年 10 月以降、50 回程度で推移しています。

要約筆記は、利用実績が 5 回から 8 回程度にあり、計画数値と同程度で推移しています。

手話通訳や要約筆記は、聴覚障害や視覚障害がある人の生活支援や社会参加の点から重要な事業であり、従事者の確保やスキルアップが必要です。

⑦ 訪問入浴

サービス名	計画数値				利用実績			
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成22年 10月	平成23年 3月	平成23年 10月	平成24年 3月
訪問入浴サービス	70人	71人	72人	74人	62人	59人	59人	60人
	210回	217回	223回	237回	180回	179回	171回	193回

訪問入浴は、利用人数の変動が少なく、平成 24 年 3 月において、利用回数が微増しました。訪問入浴は、在宅における重度障害者にとって重要なサービスの一つです。サービスの質の向上も必要です。

3 計画目標数値の進捗状況

(1) 入所施設からの地域移行数

	計画				実績		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
地域移行者数	13人	14人	14人	15人	13人	7人	7人
累計	(13人)	(27人)	(41人)	(70人)	(13人)	(20人)	(27人)
施設入所者数	308人	300人	294人	284人	296人	295人	294人
都外施設入所者数	149人	143人	137人	130人	145人	140人	139人
構成比	48.4%	47.7%	46.6%	45.8%	49.0%	47.5%	47.3%

※施設入所者数及び都外施設入所者数は、各年度とも3月末の数値を示しています。

地域移行者数などの入所施設に係る実績は、平成 21 年度を除き、計画目標を下回っています。施設入所者数は、平成 18 年度末 329 人をピークとして、計画目標と同程度になり、進展している状況にあります。都外入所施設者については、本人や家族などの意向をもとに積極的に係わりをもち、すだちの里すぎなみを活用するなど地域移行をすすめていく必要があります。また、重度の障害者を対象にしたグループホーム・ケアホーム等の整備も必要です。

(2) 精神科病院からの退院促進者数

	計画				実績		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
退院促進者数	10人	10人	10人	10人	3人	1人	5人
累計	(10人)	(20人)	(30人)	(50人)	(3人)	(4人)	(9人)

退院促進者数の実績は、計画目標を下回っています。退院促進については、本人と家族または病院との調整に時間を要しますが、退院者の受入可能なグループホーム・ケアホーム等の整備や退院促進対象者の地域生活の不安解消などを図りなどきめ細かい支援を行う必要があります。

(3) 福祉施設からの一般就労者数

	計画				実績		
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 25年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
就職者数	50人	50人	50人	50人	18人	32人	24人
累計	(50人)	(100人)	(150人)	(250人)	(18人)	(50人)	(74人)

就労者数の実績は、各年度とも計画目標を下回っております。福祉施設からの就労が進むにつれて、一般就労が可能な利用者が少なくなっていることや、企業における障害者の雇用人数の減少などが原因として考えられます。一般就労につなげるため、障害者職業実習や長期研修等を実施するとともに、企業開拓をさらに進める必要があります。なお、福祉施設及び障害者雇用支援事業団からの就労者数の合計は、平成 21 年度 57 名、平成 22 年度 80 名、平成 23 年度 89 名と年々増加しています。

<参考資料>

○平成 22 年度障害者基礎調査(概要)について

障害者計画・障害福祉計画の改定や今後の障害福祉施策を推進するために、基礎的なデータを得ることを目的として、平成 22 年 12 月から平成 23 年1月にかけて障害者基礎調査を実施しました。

調査は、障害区分ごとに6種類の調査票により、障害者の生活実態や障害福祉サービスの利用意向に対する意見などをお聴きしました。

本書では、調査概要や主な調査結果とその考察について掲載します。

1 調査のあらまし

障害区分	障害内容等	発送数	回収数	回収率%
①身体障害者	肢体不自由	1,250	542	43.4%
	内部障害	716	267	37.3%
	視覚障害	350	153	43.3%
	聴覚、平衡機能、音声・言語機能 又はそしゃく機能の障害	434	168	38.7%
②知的障害者	愛の手帳の所持者	919	442	48.1%
③重度重複障害者	身体障害者手帳(1・2級)と愛の手帳 (1・2度)の重複所持者	119	54	45.4%
④精神障害者	精神保健福祉手帳の所持者	800	374	46.8%
【①～④の調査方法】				
ア. 調査対象者:年齢階層ごとに設定した発送数を無作為抽出				
イ. 調査方法:郵送による配布・回収(視覚障害者は、一部区職員による聞き取り調査)				
⑤発達障害児		—	32	—
⑥高次脳機能障害者		—	101	—
【⑤⑥の調査方法】				
ア. 調査対象者:情緒障害児通級学級や特定非営利活動法人東京都自閉症協会、 相談支援事業所などに調査を依頼				
イ. 調査方法:郵送による回収(高次脳機能障害者は、一部区職員による聞き取り調査)				

2 主な調査結果とその考察

(1) 居宅介護サービスの利用について

○年齢階層別利用者率

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
30歳未満	7.6%	4.1%	0.0%
30歳代	6.4%	3.2%	0.0%
40歳代	11.2%	7.5%	5.4%
50歳代	10.2%	0.0%	15.1%
60歳以上	21.0%	8.8%	22.4%

※利用者率は、「利用している回答数÷(利用している+利用していない回答数)」による数値を示しています。以下同じ。

○障害程度別利用者率

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重 度	1・2級	21.9%	1度	25.0%	1級	12.5%
中 度	3・4級	9.1%	2・3度	4.2%	2級	9.0%
軽 度	5・6級	7.4%	4度	1.6%	3級	4.7%

※網掛けの部分(知的障害者1度)は、分母の数が少ないため、参考値として掲載しています。以下同じ。

※障害程度は、障害者手帳における等級等により、重度・中度・軽度としています。以下同じ。

○年齢階層別利用意向率

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
30歳未満	23.8%	32.0%	18.5%
30歳代	21.3%	28.1%	3.4%
40歳代	33.3%	37.5%	19.4%
50歳代	31.5%	35.7%	34.0%
60歳以上	58.5%	57.9%	48.5%

※利用意向率は、「今後において利用したい回答数÷(利用したい+利用したくない回答数)」による数値を示しています。以下同じ。

○障害程度別利用意向率

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重 度	1・2級	51.4%	1度	100.0%	1級	41.2%
中 度	3・4級	39.8%	2・3度	34.6%	2級	23.0%
軽 度	5・6級	26.7%	4度	20.8%	3級	13.6%

○居宅介護サービスを“利用している人”(利用者)と“利用していない人”(未利用者)との割合「利用者率」は、年齢階層別と障害程度別においていずれも25%以下にあり、低い数値を示しています。また、年齢階層が高くなるほど、又障害程度が重いほど利用者率が高くなる傾向にあります。

○未利用者の利用意向率は、利用者率と同様に年齢階層が高くなるほど、又障害程度が重いほど利用者率が高くなる傾向にあります。

○今後のサービス利用については、未利用者の利用意向率が利用者率に比べ高い数値にあることから、利用者数の増加にともなってサービス利用量が増加していくものと推測され、居

宅介護サービスの基盤整備が必要と考えられます。

(2) 短期入所(ショートステイ)の利用

○年齢階層別利用者率

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
30歳未満	5.6%	25.9%	2.6%
30歳代	4.5%	35.2%	0.0%
40歳代	1.1%	19.0%	1.1%
50歳代	0.8%	6.3%	1.5%
60歳以上	5.5%	0.0%	0.0%

※利用者率は、「利用している回答数÷(利用している+利用していない回答数)」による数値を示しています。

○障害程度別利用者率

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重 度	1・2級	6.8%	1度	50.0%	1級	3.3%
中 度	3・4級	1.7%	2・3度	39.1%	2級	1.1%
軽 度	5・6級	3.5%	4度	8.5%	3級	0.0%

※網掛けの部分(知的障害者1度)は、分母の数が少ないため、参考値として掲載しています。以下同じ。

※障害程度は、障害者手帳における等級等により、重度・中度・軽度としています。以下同じ。

○未利用者の年齢階層別利用意向率

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
30歳未満	26.0%	74.4%	18.5%
30歳代	20.3%	68.6%	7.3%
40歳代	7.1%	60.0%	14.3%
50歳代	8.2%	33.3%	13.3%
60歳以上	37.1%	26.3%	26.9%

※利用意向率は、「今後において利用したい回答数÷(利用したい+利用したくない回答数)」による数値を示しています。以下同じ。

○未利用者の障害程度別利用意向率

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重 度	1・2級	30.6%	1度	66.7%	1級	27.8%
中 度	3・4級	26.2%	2・3度	85.8%	2級	16.1%
軽 度	5・6級	15.8%	4度	41.1%	3級	7.6%

○短期入所を「利用している人」(利用者)と「利用していない人」(未利用者)との割合「利用者率」は、知的障害が他の障害に比べて高い数値にありますが、全体的に利用者率が低く、特に精神障害者が低い利用者率にあります。

○未利用者の利用意向率は、利用者率と比べ高い数値を示しています。特に、知的障害者で40歳代以下が高い利用意向率にあります。また、身体障害者と精神障害者で60歳台以上の利用意向率が高い数値を示しています。

○居宅介護サービスと同様に、利用意向率が利用者率に比べて高いこと、また介護者の高齢化などもあり、サービス利用者と利用量ともに増加していくものと推測でき、短期入所の基盤整備が必要であると考えられます。

(3) 就労について

○年齢階層別就労率

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
18歳以上30歳未満	61.5%	74.8%	39.5%
30歳代	69.0%	82.3%	47.0%
40歳代	56.9%	78.8%	36.5%
50歳代	48.6%	68.4%	32.9%
60歳以上	20.8%	50.0%	17.5%

※就労率は、「仕事をしている回答数÷(仕事をしている+仕事をしていない回答数)」による数値を示しています。以下同じ。

○障害程度別就労率

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重 度	1・2級	34.4%	1度	0.0%	1級	32.4%
中 度	3・4級	32.6%	2・3度	74.5%	2級	33.8%
軽 度	5・6級	51.7%	4度	75.4%	3級	38.6%

※網掛けの部分(知的障害者1度)は、分母の数が少ないため、参考値として掲載しています。以下同じ。

※障害程度は、障害者手帳における等級等により、重度・中度・軽度としています。以下同じ。

○未就労者の年齢階層別就労意向率

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
18歳以上30歳未満	92.6%	89.3%	84.6%
30歳代	51.6%	50.0%	86.7%
40歳代	75.6%	44.4%	72.2%
50歳代	50.8%	33.3%	54.9%
60歳以上	12.9%	26.7%	15.4%

※就労意向率は、未就労者のうち「(就労したい+就労のための訓練を受けたい+通所施設を利用したい回答数)÷(就労したい+就労のための訓練を受けたい+通所施設を利用したい+今のまま

でよい回答数)」による数値を示しています。以下同じ。

○未就労者の障害程度別就労意向率

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重 度	1・2級	27.3%	1度	0.0%	1級	47.1%
中 度	3・4級	26.0%	2・3度	45.7%	2級	58.4%
軽 度	5・6級	35.8%	4度	79.3%	3級	72.9%

○就労者率は、知的障害者は高い数値を示していますが、精神障害者はどの年齢階層においても低い数値にあります。また、各障害とも 30 歳代が就労者率が最も高く、年齢階層が高くなるにつれて低くなる傾向にあります。

○未就労者の就労意向率は、60 歳代を除くと高い数値にあり、また障害程度が軽いほど高い傾向にあります。

○未就労者の就労意向率が高いことから、一般就労や通所系サービスへの結びつける支援が必要です。特に、軽度の知的障害者や精神障害者では、就労意向率が高くあり、又手帳所持者数の増加が今後見込まれることから、障害特性に合った就労支援や通所サービスなどが必要であると考えられます。

(4) 日中の過ごす場所について

○年齢階層別 未就労者の「日中の過ごす場所がほとんど自宅」の割合

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
18歳以上30歳未満	44.0%	36.0%	65.2%
30歳代	81.3%	58.3%	83.3%
40歳代	78.0%	45.5%	77.3%
50歳代	83.3%	33.3%	75.5%
60歳以上	86.3%	70.6%	75.6%

※「日中の過ごす場所がほとんど自宅」の割合は、「自宅にほとんどいる回答数÷無回答を除く回答数」による数値を示しています。以下同じ。

○障害程度別 未就労者の「日中の過ごす場所がほとんど自宅」の割合

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重 度	1・2級	86.4%	1度	66.7%	1級	80.0%
中 度	3・4級	81.5%	2・3度	40.5%	2級	76.5%
軽 度	5・6級	78.2%	4度	62.1%	3級	75.0%

※網掛けの部分(知的障害者1度)は、分母の数が少ないため、参考値として掲載しています。

※障害程度は、障害者手帳における等級等により、重度・中度・軽度としています。以下同じ。

○身体障害者は、30 歳代以降で仕事をしていない場合に、約 8 割の人が日中を自宅で過ごすという回答があります。また、精神障害者は、どの年齢階層とも仕事をしていない場合に、多くの人が日中を自宅で過ごすという回答があります。

○移動支援や当事者交流会などにより、外出支援や外出機会の充実を図っていくことが必要であると考えます。また、知的障害者は他の障害に比べて自宅で過ごす人の割合が少ない傾向

にあります。4度で62%あり、前述のとおり就労支援や通所サービスなどが必要であると考えられます。

(5) 健康診断の受診率について

○年齢階層健康診断受診率

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
30歳未満	74.5%	83.5%	47.5%
30歳代	84.1%	92.5%	58.0%
40歳代	85.3%	89.1%	83.7%
50歳代	88.4%	90.0%	85.9%
60歳以上	90.4%	81.4%	78.3%

※受診率は、「1－(いずれの健康診断も受診していない回答数÷無回答を除く回答数)」による数値を示しています。以下同じ。

○障害程度別健康診断受診率

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重 度	1・2級	87.5%	1度	75.0%	1級	77.1%
中 度	3・4級	86.3%	2・3度	91.1%	2級	72.7%
軽 度	5・6級	88.5%	4度	82.0%	3級	74.1%

※網掛けの部分(知的障害者1度)は、分母の数が少ないため、参考値として掲載しています。

※障害程度は、障害者手帳における等級等により、重度・中度・軽度としています。

○精神保健福祉手帳所持者の30歳未満・30歳代を除き、各障害とも高い受診率にあります。また、障害程度別による受診率の差はあまりなく、精神障害者が他の障害に比べ若干少ない受診率にあります。障害者が生活習慣病に陥りやすいといった指摘がされる中で、受診結果によっては生活改善などが必要となる場合も少なくないと思われます。

○受診結果をもとにした通所施設や保健センターでの指導などが必要であると考えます。

(6) 偏見感

○年齢階層別 偏見感

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
18歳以上30歳未満	76.7%	81.4%	76.9%
30歳代	77.9%	83.1%	75.9%
40歳代	68.0%	86.8%	76.7%
50歳代	56.8%	76.2%	70.1%
60歳以上	39.7%	65.0%	54.4%

※偏見感は、障害を理由として嫌な思いや偏見について「(大いにある+少しはある回答数)÷有効回答数」による数値を示しています。以下同じ。

○障害程度別 偏見感

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
重 度	1・2級	55.0%	1度	100.0%	1級	73.5%
中 度	3・4級	47.0%	2・3度	85.3%	2級	75.1%
軽 度	5・6級	57.0%	4度	75.9%	3級	66.7%

※網掛けの部分(知的障害者1度)は、分母の数が少ないため、参考値として掲載しています。

※障害程度は、障害者手帳における等級等により、重度・中度・軽度としています。以下同じ。

○年齢階層別の偏見感は、3 障害者とも多くの人が偏見を感じている数値を示しています。また、障害程度別では、あまり関係なく偏見感を感じている数値を示しています。なお、身体障害者の障害程度別の偏見感は、60 歳以上の回答数に影響を受けて全体的に低い割合となっています。

○偏見のない地域社会を実現していくためには、正しくその人を理解することが必要です。そのため、障害者を理解するための普及啓発やお互いに交流できる場などを充実していくことが必要であると考えます。

修正一覧

No.	修正箇所	計画原案	修正（修正点は下線部）	修正理由
1	推進プラン 1 P8	1 障害者の相談支援の充実 (1) 相談支援体制の充実 相談支援体制の再構築を行な います。_____区民にと って利便性が高く、専門性を持っ た相談支援体制を以下のように 整備します。	1 障害者の相談支援の充実 (1) 相談支援体制の充実 相談支援体制の再構築を行な います。 <u>対象者として拡大された 発達障害者等にも応じ、</u> 区民にと って利便性が高く、専門性を持っ た相談支援体制を以下のように 整備します。	より適切な記述に 修正
2	推進プラン 2 P11	(1) 障害者のグループホーム・ ケアホーム等の確保 障害があっても地域の中で自立 し安心して生活できるよう、障害特 性に応じた住まいのあり方に関す る指針に基づき、_____	(1) 障害者のグループホーム・ ケアホーム等の確保 障害があっても地域の中で自立 し安心して生活できるよう、障害特 性に応じた住まいのあり方に関す る指針に基づき、 <u>ライフステージや 生活環境の変化、個々のニーズに応 じた住まいが選択できるよう、ハー ド・ソフトの連携した総合的な支援 体制の構築を図ります。</u> またグループホームやケアホー ム等を社会福祉法人やNPO法人 等と連携して整備します。	より具体的な内容 に変更
3	推進プラン 3 P89 計画案 P107	(1) 障害者虐待対策の推進 <u>障害者虐待の通報や届出に基づ き、適切な相談支援・対応を行いま す。</u> <u>障害者を養護する家族などに対 して、介護負担の軽減や介護の知識 等に関する情報提供をすすめ、虐待 の未然防止を図ります。</u>	(1) 障害者虐待対策の推進 <u>障害者虐待の通報や届出に対応 する窓口を開設し、児童・高齢者分 野と連携し、虐待通報等に対応する 庁内の連携体制を整備します。</u> <u>緊急の対応を求められない場合 でも、家族の状況に応じて、継続的 に見守りが必要な場合は、虐待防止 見守り事業を実施していきます。</u>	より具体的な内容 に変更
4	推進プラン 3 P13	新規項目	(2) <u>障害者孤立防止ネットワー クの構築</u> (項目順次繰り下げ)	新規計画の追加

5	推進プラン 3 P14	(3)災害時要援護者支援対策の推進 ⑤ 建物防災総合支援制度 火災危険度4及び5の地域に住む災害時要援護者で希望する方に、「建物防災支援アドバイザー」を派遣し、住まいの耐震診断や家具の転倒防止器具の取付の必要性があるかの判断や、火災報知機などの点検を無料で助言します。 _____	(3)災害時要援護者支援対策の推進 ⑤ 建物防災総合支援制度 特に火災危険度の高い地域に住む災害時要援護者で希望する方に、「建物防災支援アドバイザー」を派遣し、住まいの耐震診断や家具の転倒防止器具の取付の必要性があるかの判断や、火災報知機などの点検を無料で助言します。 <u>今後は、区内全域を対象として安全性を高められるよう拡充していきます。</u>	より具体的な内容に修正
6	推進プラン 3 P14	新規項目	(3)災害時要援護者支援対策の推進 ⑥ <u>在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画</u> <u>在宅人工呼吸器利用者に対し、個別支援計画を作成し、訪問看護ステーションを始めとした医療・保健・福祉サービス提供者間でこれを共有し災害時に適切に対応ができるよう、細やかな支援体制を構築していきます。</u>	新規計画の追加
7	推進プラン 4 P16	(2) 短期入所等の充実 医療的ケアが必要な重度の障害者を含めて、地域で短期入所できるように整備に努めます。 _____	(2) 短期入所等の充実 医療的ケアが必要な重度の障害者を含めて、地域で短期入所できるように整備に努めます。また、 <u>日中一時支援(日帰りショートステイ)等についても、引き続き実施します。</u>	より適切な記述に修正
8	推進プラン 6 P22の図	通所施設からの一般就労者数 H23年度 <u>15</u>	通所施設からの一般就労者数 H23年度 <u>24</u>	誤記による修正
9	推進プラン 6 P21	(1) 障害者の就労支援の充実 ④ 現場研修事業の拡大 「 <u>チャレンジ雇用事業</u> 」	(1) 障害者の就労支援の充実 ④ 現場研修事業の拡大 「 <u>すぎなみワークチャレンジ事業</u> 」	より適切な記述に修正

10	推進プラン 6 P22	(3) 就労支援ネットワーク	(3) 就労支援ネットワーク また、 <u>杉並区所障害者雇用事業団、杉並区就労支援センターなどと連携し、雇用の場の確保や就労支援を検討します。</u>	より適切な記述を追加
11	推進プラン 6 P22	(3) 就労支援ネットワーク ② ネットワークの構築 就労情報の共有や、 <u>模擬面接会の実施、支援職員のスキルアップや見学会などを行ない、就職者数の拡大に努めます。</u>	(3) 就労支援ネットワーク ② ネットワークの構築 就労情報の共有や、 <u>就労支援に携わる関係者のスキルアップなど地域における就労支援機能の強化と就職者数の拡大に努めます。</u>	より適切な記述に修正
12	推進プラン 8 P26	(1) 発達障害支援の充実 社会性やコミュニケーション面の発達に心配のある子どもに対し、医師や心理職などの専門職による個別指導やグループ指導を行うことにより、保護者や幼稚園・保育園等が、適切な対応を図れるよう支援します。 _____ _____ _____	(1) 発達障害支援の充実 社会性やコミュニケーション面の発達に心配のある子どもに対し、医師や心理職などの専門職による個別指導やグループ指導を行うことにより、保護者や幼稚園・保育園等が、適切な対応を図れるよう支援します。 <u>さらに、保育所等訪問支援等を実施し、地域支援機能の充実を図ります。</u>	より適切な記述に修正
13	推進プラン 8 P27	(1) 発達障害支援の充実 ⑤ 学齢期児童の発達障害支援事業 _____	(1) 発達障害支援の充実 ⑤ 学齢期児童の発達障害支援事業 <u>(教育委員会との連携事業)</u>	より適切な記述に修正
14	推進プラン 8 P27	(1) 発達障害支援の充実 ⑥あそびのグループの実施 発達に心配のある幼児を対象に、 <u>専門職が、親子で参加するグループ活動を実施します。この活動により保護者に具体的な助言を行い、適切な対応が図れるよう支援します。</u>	(1) 発達障害支援の実施 ⑥ あそびのグループの実施 <u>1歳6か月健診後の発達に偏り等が疑われる幼児とその保護者を対象に、_____、親子で参加するグループ活動を実施します。この活動を通して、専門職が保護者に具体的な助言を行い、適切な対応が図れるよう支援します。</u>	よりわかりやすい記述に修正
15	推進プラン 8 P29	(4) <u>障害児の相談支援の充実</u> ① <u>相談・療育体制の充実</u> ② <u>相談支援事業の充実</u>	(4) <u>障害児の相談支援・療育の充実</u> ① <u>相談支援の充実</u> ② <u>療育の充実</u>	より適切な記述に修正

16	推進プラン 8 P29	<p>(4) <u>障害児の相談支援の充実</u></p> <p>① <u>相談・療育体制の充実</u></p> <p><u>生育歴等の聞き取りと発達検査を実施し、必要に応じてこども発達センターの通園グループ指導、個別指導、小グループ指導、専門相談、医療相談などの療育支援を行います。</u></p>	<p>4 <u>障害児の相談支援・療育の充実</u></p> <p>② <u>療育の充実</u></p> <p><u>障害の状況に応じて、こども発達センターは中重度の知的障害児及び肢体不自由児を中心に療育を行い、民間の児童発達支援事業所は軽度の知的障害児及び発達障害児を中心に療育を行い、早期に適切な療育を実施します。</u></p> <p><u>そのため、民間の児童発達支援事業所の開設を促進するとともに、事業者への必要な助言、指導等を行い、療育の質の確保を図ります。</u></p>	より適切な記述に修正
17	推進プラン 8 P29	<p>(4) <u>障害児の相談支援の充実</u></p> <p>② <u>相談支援事業の充実</u></p> <p><u>障害児の相談支援事業所として、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の児童通所給付支給申請に関する相談や障害手帳を持たない学齢児の相談にも応じ、一人ひとりのニーズに応じたサービス利用への支援やコーディネート、利用計画作成等を行い、相談支援の充実を図ります。</u></p>	<p>4 <u>障害児の相談支援・療育の充実</u></p> <p>① <u>相談支援の充実</u></p> <p><u>障害児一人ひとりのニーズに応じたサービス利用への支援やコーディネート、利用計画等の作成を推進するとともに、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の児童通所給付支給申請に関する相談や障害手帳を持たない学齢児の相談にも応じるなど、相談支援の充実を図ります。</u></p>	より適切な記述に修正
18	推進プラン 8 P29	<p>(5) <u>保育園・幼稚園等の支援</u></p> <p>② <u>障害児指定園の拡大</u></p> <p><u>保育を必要とする障害児を持つ保護者の需要に対応できるよう、<u>障害児指定園</u>を拡大します。</u></p>	<p>(5) <u>保育園・幼稚園等の支援</u></p> <p>② <u>障害児受入の拡大</u></p> <p><u>保育を必要とする障害児を持つ保護者の需要に対応できるよう、<u>区立・私立保育園</u>における<u>障害児の受入</u>を拡大します。</u></p>	より適切な記述に修正

災害時要援護者の支援体制構築に向けた取組みについて

1、災害時要援護者対策協議会における検討

(1) 設置目的

災害時における要援護者の減災対策及び発災時の安否確認や救護支援活動等の体制構築に向けて、震災救援所運営連絡会及び障害者・高齢者の関係者や団体、民間サービス事業者などによる「災害時要援護者対策協議会」において、協議・検討を行う。

(2) 協議会構成団体等

地域関係団体、高齢者関係団体、障害者団体関係、行政関係等(28団体29名)

(3) 検討事項

①日ごろの備え

- ・日ごろの備えに関する要援護者の特性に応じた分かりやすいリーフレット作成
- ・効果的な啓発方法の検討 等

②震災救援所の役割

- ・地域のたすけあいネットワーク(地域の手)登録者の安否確認体制
- ・在宅での避難生活を継続するための支援 等

③民間事業所等を含めた地域関係団体との協働・連携体制

- ・民間事業施設における一時的な救援所としての活用の可能性
- ・自宅での療養生活継続のための支援 等

④区が取り組む課題

- ・二次救援所、福祉救援所の整備
- ・地域のたすけあいネットワーク(地域の手)の登録者の拡大、運営の改善 等

(4) 会議関係(24年7月～25年2月末)

- | | |
|------------------|-------|
| ①災害時要援護者対策協議会 | 2回開催 |
| ② 同 協議会 第1及び第2部会 | 各3回開催 |

2、平成24年度要援護者支援に関する区の取組みについて

(1) 建物防災支援アドバイザー派遣について

災害時要援護者の住まいを対象として、建物防災支援アドバイザー(建築士)を派遣し、建物の耐震診断や家具転倒防止器具取り付けの必要性の有無など、住まいの安全性について指導等をおこない、災害に備える。

24年度は火災危険度4,5地域を限定して取り組み、25年度は、区内全域を対象として取り組む。

(2) 在宅人工呼吸器使用者の個別支援計画作成について

災害時の停電等は、人工呼吸器を使用している在宅療養者にとって生命の危機に直結することから、充電式バッテリーの電源確保や電力供給が可能な避難先への誘導など特別な支援計画が必要とされるため、個別の支援計画を作成し、本人・家族・関係者等で共有し災害に備える。来年度は、24年度に計画作成ができなかった方に対し、個別避難支援プラン作成の取組みを行う。

(3) 福祉救済所の増設について

震災等により避難生活を与儀なくされた災害時要援護者のうち、震災救済所・二次救済所での避難生活が極めて困難な障害者に対して、安全な避難生活場所を確保し提供するため、施設や設備がバリアフリー化されている区立通所障害者施設を福祉救済所とした。24年度は①区立すぎのき生活園 ②区立こすもす生活園 ③区立なのはな生活園 ④区立こども発達センターの計4か所を開設。

25年度は、通所施設と特別養護老人ホームなど入所施設を含め、福祉救済所の指定に向け取り組む。

平成24年度杉並区地域自立支援協議会の取り組みについて

1 平成24年度杉並区地域自立支援協議会での取り組み

<障害者自立支援法改正法等に伴う相談支援体制の課題の確認>

サービス等利用計画の対象が拡大することについて、区は取組と進捗状況を報告し、意見交換を行い、相談支援事業所の質の向上や評価方法の内容の検討の必要性を確認した。また、法改正への対応として、区が示した新しい相談支援体制についても論議し、課題について意見を交換した。

<障害者虐待防止の取組について>

10月障害者虐待防止法施行に向け、課題について意見交換を行い、区の障害者虐待防止の仕組み作りの参考とした。

<地域相談支援・地域定着支援を円滑に進めるための取組について>

平成24年度からスタートした「地域移行支援・地域定着支援」サービスについて地域移行促進部会で課題整理を行い、対象者のイメージやサービスを効果的に使うための方法（主に精神障害者）等を検討し、本会に提案がなされた。本会で内容を確認し、意見交換を行い、区で作成する「障害福祉サービス等支給ガイドライン」の参考とすることとなった。

<「講演とシンポジウム」実施について>

昨年度に引き続き、平成25年2月12日に平成24年度杉並区地域自立支援協議会「講演とシンポジウム」を実施した。基調講演には、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室相談支援専門官遅塚昭彦氏を招き、第二部では、「地域における障害者の自立生活（くらし）を考える」と題し、障害当事者及び支援者を交え、パネルディスカッションを行った。

<第三期障害福祉計画について>

第三期障害福祉計画策定にあたり、第一期から現在まで議論してきた課題についてまとめ、計画部会に意見として提出した。

2 平成24年度相談支援部会・地域移行促進部会での取り組み

<相談支援部会>

障害者虐待防止法施行にあわせ、支援者のネットワーク構築と相談支援従事者の技量アップを目的にスーパーバイザーを招いて事例検討を行った。

<地域移行促進部会>

「地域移行支援」・「地域定着支援」が障害者自立支援法の改正により個別給付化されるにあたり、よりよくこのサービスを利用できるように課題整理及び必要な事項の検討をし、提案としてまとめ、本会に報告した。

障害者虐待防止に関する区の取り組み状況について

1 通報等の状況（平成24年10月1日～平成25年3月6日）

以下の件数は、区における通報等の実態を把握するために、通報を受理した段階での件数とした。虐待が疑われる段階や事実確認ができない場合も含んでいる。

※東京都への報告件数は会議等で虐待と認定された件数となっている。

通報等の件数（ケース数）							29件
通報者内訳 (複数通報あり)	本人	家族	近隣	相談支援専門員	関係機関	知人	その他
	8	4	2	5	8	3	1
虐待の種別	養護者		障害者福祉従事者等		使用者	その他	
	12		4		1	5	
虐待の種類 (重複あり)	身体的	性的	心理的	放棄・放任	経済的		
	16	2	15	5	6		
障害別	身体	知的	精神	高次脳	発達	その他	
	6	8	6	1	2	5(高齢者)	

2 障害者虐待ケース検討会について

今年度は3回（精神科医2回、弁護士1回）実施し、対応方針についての専門的な助言を受けるとともに、勉強会的な位置づけも含んだ検討会とした。今後の検討会の持ち方については検討する。
※相談支援部会では、虐待の事例検討を3回（スーパーバイザー：聖学院大学助川教授）実施した。

3 区の虐待担当部署の連携について

児童・高齢者・障害者の庁内の虐待防止の連携体制構築と横断的な課題についての検討を行うため、保健福祉部内に連絡調整会議を設置し検討している。まずは庁内の連携体制構築のため「(仮称)虐待相談窓口連携対応マニュアル」を年度内に作成し、関係部署、委託先等に配布予定。

平成25年度 障害者福祉関連施策予算について

1. 平成25年度当初予算規模

(単位：千円)

会計区分	25年度当初予算	24年度当初予算	増減額	前年比
一般会計	155,853,000	154,659,000	1,194,000	100.8%
国民健康保険事業会計	52,728,688	51,766,410	962,278	101.9%
介護保険事業会計	35,663,495	34,195,215	1,468,280	104.3%
後期高齢者医療事業会計	12,037,799	11,713,941	323,858	102.8%
中小企業勤労者福祉事業会計	178,015	200,414	△22,399	88.8%
合計	256,460,997	252,534,980	3,926,017	101.6%

2. 障害者福祉関連一般会計予算規模

(単位：千円)

科目	25年度当初予算	24年度当初予算	増減額	前年比
保健福祉費	69,988,286	67,568,338	2,419,948	103.6%
社会福祉費	29,839,348	28,576,971	1,262,377	104.4%
障害者福祉費	9,466,571	8,671,382	795,189	109.2%
児童福祉費	20,914,119	20,207,236	706,883	103.5%

3. 障害者福祉関連主要事業の概要 (平成25年度区政経営計画書より抜粋)

(1) 災害時要援護者支援対策 (管理課・障害者施策課・高齢者在宅支援課) 予算額 60,407千円

東日本大震災を踏まえ一人でも多くの区民の生命を守るため、災害発生直後の避難行動だけではなく、要援護者のそれぞれの状況に応じて継続的な避難生活を支援できるよう、在宅での避難生活の支援や福祉救護所を増設するなど支援体制の充実を図ります。

■在宅人工呼吸器使用者のための災害時支援

電力供給の停止による生命の危機に陥る可能性の高い在宅人工呼吸器利用者の方に、個別支援計画を作成し、訪問看護ステーションを始めとした医療・保健・福祉サービス提供者間でこれを共有し災害時に適切な対応が行えるよう、細やかな支援体制を構築していきます。

■福祉救護所の拡大

民間の福祉施設等と協定を締結し、災害時要援護者の福祉救護所を拡大していきます。

■関係団体との連携体制の強化

災害時要援護者の安全を確保していくために震災救護所、市民組織、介護・福祉関連事業者など関係機関からなる災害時要援護者対策協議会において、震災救護所等における救護支援活動や区民及び事業者等との協働による支援体制の強化を図ります。

■災害時要援護者等のための建物防災支援などの推進

建物の倒壊や火災さらには家具転倒による被害を未然に防ぐため平成24年度から、特に火災危険度の高い地域の災害時要援護者に対し、建築士を建物支援アドバイザーとして派遣し、「耐震診断」や「家具転倒の防止器具の取付」の必要性をアドバイスする制度を発足させました。今後は、区内全域を対象として安全性を高め

られるよう拡充していきます。

■家具転倒防止器具の取付

高齢者のみの世帯や障害者手帳をお持ちの方などを対象に、家具転倒防止器具の設置をします。また、対象者のうち、建物防災支援制度を受けた災害時要援護者に対して、家具転倒防止器具の取付を増やします。

(2) 障害者相談支援事業の充実 (障害者施策課・障害者生活支援課)

◆障害者地域生活支援事業	予算額 668,138 千円
◆障害者相談支援	予算額 1,310 千円
◆障害者地域相談支援センターの維持管理	予算額 5,282 千円

障害福祉サービスの利用の有無にかかわらず、障害者やその家族等のさまざまな相談に対応できるよう、相談支援の体制を再編し、支援の隙間を生まない質の高い相談支援ができるようにしていきます。

■基幹相談支援

障害福祉サービスの利用計画を作成する特定相談支援事務所などの支援及び質の確保に向けて、研修の企画・運営等を行います。

また、サービス等利用計画のモニタリングを活用し、利用者が個々の状況にあったサービスが受けられるよう相談支援事業所と連携して支援していきます。

■相談支援事業所と関係機関等との連携体制の構築

地域自立支援協議会の活性化を図るとともに、その機能を活かしながら、相談支援事業所と区内関係機関等とのネットワークづくりを進め、地域全体で障害者の暮らしを支えられるようにしていきます。

■障害者地域相談支援センター（荻窪・高円寺・高井戸）

荻窪地域・高円寺地域・高井戸地域の相談の拠点として、手帳の有無や障害種別にかかわらず、障害者や家族等の生活全般の相談に対応できる「障害者地域相談支援センター」を設置します。

障害者地域相談支援センターは、専門知識・技能を持つ職員を配置し、専門性の高い相談を行うとともに地域との支援の連携作り、障害者本人の自立を支援する事業、障害当事者による相談（ピア相談）などを行います。

また、障害者地域相談支援センター荻窪では、精神障害者の地域生活を支える拠点として、精神科病院からの地域移行を支援します。

(3) 障害者の就労支援事業 (障害者生活支援課) 予算額 36,126 千円

障害者の就労を推進していくため、就労支援関係機関等と連携を図り、一人ひとりにあった就労支援を行います。多様な実習の体験の場、就労の支援、就労先の開拓をするとともに、就労定着を充実します。また平成25年4月に障害者の法定雇用率が引き上げられることに伴い、一人でも多くの障害者が区役所でのチャレンジ雇用を通じて就労の経験を積み、就労に結びつくような機会を提供します。

■商店街実習事業の実施

身近な地域での実習の場としての地域の商店街での実習ができるようにします。地域の障害者理解と障害者雇用への広がり機会とします。

■すぎなみワークチャレンジ事業の拡大

一般就労へつなげるチャレンジ雇用の一環として、区役所においても知的障害者・精神障害者を非常勤職員として雇用する「すぎなみワークチャレンジ」を拡大し、障害者の就労の機会を作ります。

(4) 障害者虐待対策 (障害者施策課) 予算額 3,559 千円

平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されたことに伴い、これまでの虐待防止の普及啓発や緊急一時保護等に加えて、虐待防止見守り事業を実施します。

■緊急一時保護

障害者虐待の通報等があった事案で、緊急に養護者と分離し、保護が必要な場合は、短期入所施設等に協力を依頼し、一時保護を行います。

■虐待防止見守り事業

障害者虐待の通報等があった事案で、緊急の対応は要しないが訪問や聞き取りによる状況把握や相談等の継続的な見守りが必要なケースについて、平成25年度設置予定の障害者地域相談支援センター3所に事業を委託し見守りを行います。

(5) 障害者グループホームの整備 (障害者生活支援課) 予算額 18,404千円

住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、グループホームやケアホームを社会福祉法人などと連携して整備します。

■知的・身体障害者グループホームの整備

下井草四丁目(旧歯科保健医療センター跡地)の区有地を活用した、ショートステイ併設の「知的・身体障害者グループホーム」の整備を進めていきます。

(6) 発達障害支援の充実 (障害者施策課)

◆こども発達センター療育相談・指導	予算額 51,362千円
◆発達障害児支援	予算額 37,058千円
◆障害児発達相談	予算額 16,418千円
◆障害児利用者負担軽減	予算額 4,761千円

発達に遅れや障害のある18歳未満の子どもに対し、専門職による相談及びリハビリを行います。さらに就学前の子どもに対しては、個別指導及びグループ指導を実施します。また保護者や関係機関(保育園・幼稚園)、民間の児童発達支援事業所が、子ども一人ひとりの特徴を正しく理解し適切な対応ができるよう支援します。

また、早期療育につなげる仕組みとして、児童発達支援を利用する1、2歳児の保護者を対象に利用者負担の助成を行います。

■こども発達センター発達障害児支援事業

社会性やコミュニケーション面の発達に心配のある子どもに対し、医師や心理職などの専門職による個別相談やグループ指導を実施します。

また、学齢期においても継続した支援を受けることができるよう教育機関との連携を進めていきます。

■こども発達センター地域支援事業

こども発達センターの、児童福祉法上の児童発達支援センターとしての地域支援機能を活かし、保育園・幼稚園・幼稚園等の地域の関係機関や区内民間事業所への助言、地域資源の活用に関する相談を行います。

■障害児発達相談事業

療育を希望する未就学児が、早期に療育の機会につながるよう、適切な療育先(こども発達センター・民間事業所)に係る相談・調整を行います。

■障害児利用者負担軽減

1、2歳児の療育は、特に保護者の意向によるところが大きいことから、費用負担を考慮することなく早期の通園(通所)や療育につながるよう、1、2歳児対象の児童発達支援は利用者負担(自己負担分)を無料とします。

(7) 障害児通所支援事業所設置助成 (障害者施策課) 予算額 26,127千円

早期療育を希望する未就学児の療育先を確保し、身近な地域で子どもの成長が支えられるよう、児童発達支援事業所の設置を促進します。

また、就学している障害児が安心して過ごせる居場所をつくるため、放課後等デイサービス事業所を整備します。

■**児童発達支援事業所開設準備助成**

児童発達支援の開設に係る初期経費の助成により事業者の参入を促し、未就学児の療育を行う児童発達支援事業所を整備します。

■**放課後等デイサービス移行事業者への運営経費助成**

地域デイサービスの事業者に対して一定期間、施設運営にかかる経費の一部を助成し、放課後等デイサービスへの移行を促します。

平成23・24年度 障害者福祉推進協議会の開催状況

23年度会議の経過

	開催日	主な議題
第1回	6月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者計画/第3期障害福祉計画の策定について ○ 計画部会の設置について ○ 杉並区基本構想および障害者計画/第3期障害福祉計画について意見交換
第2回	10月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区の災害時要援護者対策について意見交換 ○ 障害者計画/第2期障害福祉計画の進捗状況について
第3回	3月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者施策関連予算について ○ 障害者虐待防止対応体制について ○ 障害者自立支援法改正に伴う協議会の役割について

24年度会議の経過

	開催日	主な内容
第1回	7月5日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健福祉計画の策定について ○ 障害者福祉推進協議会と地域自立支援協議会の役割と連携について
第2回	10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健福祉計画素案について ○ 杉並区の相談支援体制の再構築について ○ 障害者計画/第2期障害福祉計画の進捗状況について
第3回	3月21日 予定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者総合支援法施行関連 ○ 杉並区の相談支援体制について ○ 障害者虐待防止の取り組み状況 ○ 第3期障害者福祉推進協議会のまとめ

取り組み内容について

- 第3期杉並区障害者福祉推進協議会では、国の制度改正および障害者虐待防止法施行等の国の動きに合わせ、区の取り組み状況を協議会に報告するとともに、ご意見をうかがいながら施策に反映させてきた。
- 協議会の専門部会である「計画部会」を設置し、区の基本構想に基づきながら障害者計画/第3期障害福祉計画素案の策定を行った。
- 平成23年3月11日に起きた「東日本大震災」の経験を区の災害時要援護者対策に活かすべく情報提供、想定される課題などの意見交換をした。
- 障害者自立支援法改正により、自立支援協議会が法定化されたことに伴い、本協議会との役割分担や連携のあり方について意見交換を行った。本協議会は区の施策への提言および策定された計画の進捗状況の監査等を行い、合わせて障害者虐待防止及び権利擁護についての行政と民間組織での課題共有と連携推進を図る役割があることを確認した。

会 議 記 録 要 旨

会議名称		平成24年度 第3回障害者福祉推進協議会
日時		平成25年3月29日(金) 午後1時から2時45分
場所		区役所 第3・4委員会室
出席者	委員	(敬称略) 伊東・丸山・杉原・西山・山下(代理出席)・笠原・斎藤・西川・山田・松浦・大和田・平澤 (欠席) 助川・高橋(博)・鈴木(道)・窪田・土屋・石黒・板垣・鈴木(香)・高橋(利)・佐藤・阿久津
	幹事	長田保健福祉部長・高橋管理課長・武井障害者施策課長・塩畑障害者生活支援課長・山崎高井戸事務所担当課長・田部井高齢者施策課長・原田子育て支援課長
	事務局	障害者施策課(井出・渡邊・下山・本館) 障害者生活支援課(長谷川) 保健福祉管理課(元島) 保健予防課(大熊)
配布資料		資料1 障害者の範囲への難病の追加について 資料2 杉並区の相談支援体制 資料3 杉並区の児童発達支援事業の概要について 資料4 障害者計画・第3期障害福祉計画について 資料5 災害時要援護者対策について 資料6 地域自立支援協議会について 資料7 障害者虐待防止に関する区の取り組み状況について 資料8 25年度障害者福祉関連施策予算について 資料9 第3期障害者福祉推進協議会の経過 参考資料 ヘルプカード
会議次第および要旨		<p>1 開会</p> <p>2 保健福祉部長挨拶</p> <p>障害者の制度および組織に関しては、大きな変動を迎えている。今期議会でも保育や健康に次いで関心があり質問もあったところ。今後の施策の動きに注視していただきたい。</p> <p>3 報告</p> <p>(1) 障害者総合支援法関連について(資料1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念の明確化 ・25年度から障害者の範囲に政令で定める難病が入ったが、疾患の種類については現在も検討中。 ・26年度から障害認定程度区分が知的障害や精神障害の実態をより反映できる「支援区分」制度に変更となる。 <p>(2) 杉並区の相談支援体制について(資料2)</p> <p>①相談支援体制全体の連携調整の部署について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の方針に沿って、サービス等利用計画を推進していくためにも民間の障害者相談支援事業所へのバックアップは不可欠。また、障害者虐待防止センターの機能も併せ持つ。 <p>②障害者地域相談支援センターについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・25年4月から区委託相談支援事業所の再編を行い、相談福祉事務所管轄に

合わせて障害の隙間なく一般的な相談を受ける 3 障害者地域相談支援センターが開所。(呼称：すまいる〇〇)

(3) 杉並区の児童発達支援事業について (資料 3)

- ・児童の療育ニーズが高まり制度改正も相まって、児童発達支援事業の拡充を進めている。民間事業所の誘致に助成制度を設けるとともに、質の高い療育やサービスを提供するために、相談調整のための係を新設する。こども発達センターは、中重度の療育を担うとともに、地域支援も行っていく。

(4) 障害者計画・第 3 期障害福祉計画について (資料 4-1、2)

- ・先回の協議会でご意見をいただいていたいくつか修正を行い、議会の予算承認を経て、計画の公表となった。

(5) 災害時要援護者対策の進捗状況について (資料 5)

- ・東北大震災をうけて、区では災害時要援護者対策で協議会等を設置しいくつかの課題を確認した。発災時は震災救援所での避難生活としていたが、被災状況によって可能であれば自宅避難を優先して安否確認および在宅支援体制を整えていく。また、避難が必要な場合も日ごろから通いなれた施設で生活できるように、25 年度から区立障害者施設 4 所（こすもす、なのはな、すぎのき生活園、こども発達センター）を福祉救援所に位置付け、今後民間施設にも協力を呼び掛けていく。
- ・災害時のみの利用目的ではないが、自己情報を記載して持ち歩ける「ヘルプカード」を作成し、今年度障害者通所施設利用者としたすけあいネットワークのうち手帳所持者に配布する予定。

(6) 地域自立支援協議会について (資料 6)

- ・19 日に 3 期の最終協議会を開催。2 月には前年度同様にシンポジウムを実施し、制度改正の基本講演に続き、身体障害当事者と支援者から在宅生活での経験や重要なことなどを共有できた。今後、本協議会との役割分担をしながら充実させていく。

(7) 障害者虐待防止法施行の取り組み状況について (資料 7)

- ・24 年 10 月施行後、29 件の通報や届け出があった。さまざまな事例があり、ご本人の困りごとの相談や知人とのトラブルレベルのものも多かった。緊急に虐待者と被虐待者の分離が必要なケースはなかった。また、介護上の問題を抱えるケースも多く、養護者の支援はますます重要になってきている。

(8) 25 年度障害者福祉関連施策予算について (資料 8)

- ・区の全体予算の中でも、障害者福祉関連施策予算額は伸びがみられるが、内訳は給付費等が多くを占めている。全体的には、障害者計画/第 3 期障害福祉計画に沿った予算となっている。

< 質疑応答 >

Q：障害者虐待の相談で、どのような事例があったか。

A：通所している知的障害者と地域の生徒間でのトラブルや、障害により本人の生活管理が必要だが、権利侵害の範疇に当たるといった事例などがあった。

4. 議題

第3期障害者福祉推進協議会のまとめ（資料9について報告）

<各委員からの意見・感想>

- ・法律や制度、組織改正が相次いでいるが、当事者にとってすぎなみが暮らしにくくならないようにしてほしい。制度や体制変更は、ていねいに説明しているがわかりにくい。もっとわかりやすく伝える工夫をしてほしい。
- ・三障害を一元化して制度にのせているが、それぞれの障害特性がありそれによって必要なサービスも異なるので、配慮が必要と思う。
- ・計画上27年度には区有地を活用したグループホームの開設があると聞き感謝している。制度改正が頻繁で、ついて行くのがやっとな。国の動きに合わせてすることも重要だが、当事者への丁寧な対応をお願いしたい。
- ・こども発達センターが満杯であると聞いて心配しており、民間事業所の開設がありよかったと思うが、成人の重度心身障害者の通所施設の受け入れについても今後の展望があればきたい。
⇒済美養護、永福学園等特別支援学校の状況と今後のニーズについて、課題認識はしている。今後に向けて検討していく。
- ・杉並区内では通う場所がないということで、転居した方がいると聞いている。今後は、このような方がないように体制整備をお願いしたい。
- ・虐待通報はさまざまな背景があり通報を躊躇する方も多く、事実があっても表出しないことも多いと思うので認識してほしい。
- ・手帳がない、本人が障害を認めていないなど特に精神障害の方は、必要な支援も求めていることがあり、精神障害の手当が、唯一のもので福祉のサポートが届きにくい人たちがいることも認識してほしい。
- ・情報を伝えることの難しさを感じている。特に発達障害系の方への支援、行き場について検討してほしい。
- ・区内道路をみると植栽や看板がバリアフリーを阻害している。かなり広い歩道でもうまくバリアフリー化していない。個々の認識に頼るところもあるので、そういった啓蒙もしてほしい。
- ・商店街では、障害者も参加できるミニ運動会を開催して30年以上たつが、それ以外ではなかなか接点がない。参加によって気軽に声をかけあえる間柄になってほしい。3.11以降、健常者でも大変なので障害を持っているとより困難があるだろうと話している。制度改正などは分かりにくい、災害時対応などは自分たちにもわかりやすい課題である。
- ・民生委員の立場で避難支援プランなどにかかわっているが、その際に制度のことを聞かれても分からず福祉事務所を紹介するにとどまっている。都の推奨している「ヘルプマーク」は、周囲から障害を持っていることが分かるので理解を得やすく配慮できるので良いと思うが、携帯する当事者側は障害をオープンにすることに対しどう考えるのだろうかと思う。
- ・肢体不自由クラスで、最重度障害の方の行き先が決まり、大変感謝している。医療ケアや呼吸器装着者など医療型の施設を勧められるが、震災時の

ことなどもあり、近隣で通いたいという声がある。単に通うだけでなく、充実したプログラムも必要だと考えており、生徒がこんなところに通いたいとイメージできることが大切。制度は大きく変わらなくても、年々の改正で結果的に状況変化もあり、各区の違いもあって区報だけでは理解できなくなっている。情報が届かないことが怖い。

本協議会と自立支援協議会に参加しているが、橋渡しが不十分だったと思う。学校で課題を感じていてもどこに発信するかわからないことがあった。

- ・近年、特別支援教育へのニーズが高まっていると感じており、放課後等デイサービスも充実が求められる。杉並区の放課後支援の特長として、地域デイサービスでは地域のふれあいが特色であった。地域社会との共生が進むような支援が必要。今後は、特別支援教育計画と、サービス等利用計画が本人同意のもとにきちんと関連づけられるような仕組みが必要。推進協議会は全体的な意見を拾う場であり、自立支援協議会は制度の隙間で起きている課題をどう拾っていくか検討する場であると思う。

ふれジョブの第一号が開始された。楽しく地域と進めていければ良いと考えている。

- ・ハローワークでは、障害者就労支援（チーム支援）の強化を狙っている。また、企業指導啓発では法定雇用率2%を受けて推進していく必要がある。新宿は大企業が多く、早めのセミナー指導を予定している。いずれも関係機関の協力なしでは立ち行かないので協力をお願いしたい。

<伊東副会長からのコメント>

今後は、自立支援協議会との連携が課題。各自治体によってやり方が異なる。自立支援協議会で課題を抽出し、推進協議会で施策への提言ができるとよいと思う。本協議会は、当事者、家族、地域住民、専門家がいてバランスが良い。行政は数字で表せないものは計画に出せないものである。行政に対しては、要求することのみで攻めると守りに入る。いかに行政と当事者、事業者が協働して住みよい杉並にしていくかを目指すことが大切。法律改正など難しいが、委員がわからなければ、一般の人はもっとわからない。この場でもっと知る機会があるとよい。本日の意見を、第4期につなげていっていただきたい。

5. その他

- ・4月から各地域で区民説明会を6回開催する。広報にも掲載したが、ぜひ参加を呼びかけていただきたい。
- ・第4期の委員について4月下旬ごろに各団体に推薦をお願いする予定。
- ・第4期第1回は6月中旬ごろの予定。